

第4次 たかさご 男女共同参画プラン

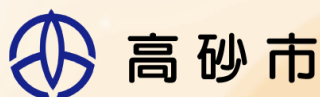
2026(令和8)年度～2030(令和12)年度



一人ひとりの「個」を尊重した 男女共同参画社会の実現



2026(令和8)年3月



はじめに

男女共同参画社会の実現は、「男女共同参画社会基本法」において、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とうたわれているとともに、国際社会で共有されている規範でもあります。

近年、我が国では女性の就業率が上昇し、男性の育児休業取得率も向上しています。しかしながら、その一方で、出産を契機に女性の非正規雇用化が進むいわゆる「L字カーブ問題」が依然として継続しており、政策や方針決定過程への女性の参画拡大も十分であるとは言えません。これらの背景には、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が介在しています。また、女性を取り巻く多様な課題に対応するため、2024（令和6）年度には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、新たな法的枠組みに基づく対応も求められています。

本市では、誰もが一人ひとりの「個」を尊重し、性別に関わらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、このたび「第4次たかさご男女共同参画プラン」を策定し、今後は本プランに基づき、市民の皆様、事業所及び関係団体の皆様のご理解のもと、協力・連携を図りながら、本市の男女共同参画の推進に努めていきたいと考えております。

結びに、本プランの策定にあたり、たかさご男女共同参画プラン推進懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

2026（令和8）年3月

高砂市長 都倉達殊



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨・背景.....	1
2. 男女共同参画をめぐる国・県・市の動向.....	2
3. 計画の位置づけ.....	5
4. 計画の期間.....	5
5. 計画の策定方法.....	6
第2章 男女共同参画を取り巻く状況.....	8
1. 男女共同参画に関わる社会の変化.....	8
2. 高砂市の現状と課題.....	12
3. 第3次プランにおける取組と評価.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
1. 基本理念.....	27
2. 基本目標.....	28
3. 計画がめざす姿.....	29
4. 施策の体系.....	30
第4章 施策の内容.....	32
基本目標Ⅰ ジェンダー平等意識の浸透.....	32
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画.....	38
基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶.....	47
基本目標Ⅳ だれもが安全で安心できる環境づくり.....	52
第5章 計画の推進.....	58
1 庁内の推進体制.....	58
2 関係機関等との連携.....	58
3 市民との協働体制.....	58
4 活動拠点の充実・強化.....	59
5 施策の進捗を評価する指標の設定.....	60
資料編.....	61
1 たかさご男女共同参画プラン推進懇話会設置要綱.....	61
2 たかさご男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿.....	63
3 たかさご男女共同参画プラン推進委員会設置要綱.....	64
4 たかさご男女共同参画プラン作業部会設置要綱.....	65
5 関連法令.....	66



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

「男女共同参画社会基本法¹」は、その前文において、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会²の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明言しています。

同法では、男女共同参画社会を実現するための基本理念を掲げ、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割を定めており、国と地方公共団体には、基本理念を実現するための、男女共同参画社会を形成する施策を策定・実施する責務があると明記されています。

国の「第6次男女共同参画基本計画」では、日本における経済社会環境や国際情勢の変化、日本が主体的に参画してきたジェンダー平等³に係る多国間の合意の着実な履行・実施の観点も踏まえ、めざすべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図るとされています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

本市においては、「男女共同参画社会基本法」に基づき、2021年（令和3年）3月に「第3次たかさご男女共同参画プラン」（以下「第3次プラン」という。）を策定し、男女共同参画の取組を総合的に推進してきました。この度、第3次プランが計画の終期を迎えることから、国の第6次基本計画や県計画、社会情勢の変化、本市の現状などを踏まえ、「第4次たかさご男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定しました。

¹ 男女共同参画社会基本法：1999（平成11）年施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の果たすべき役割、基本計画を規定しています。

² 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会と定義されています。

³ ジェンダー平等：性別に関わらず、すべての人が個人として尊重され、社会のあらゆる分野で公平な扱いを受け、自身の能力を最大限に発揮できる機会を得られる状態で、権利と責任を分かち合うことを意味しています。

2. 男女共同参画をめぐる国・県・市の動向

(1) 世界の動き

国連の「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)(1979年採択)は、国際的な枠組の中で、女性の権利を守り、ジェンダー平等を推進するための中心的な役割を担っています。同条約は、男女の完全な平等の達成を目的として、「女性に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別撤廃のための措置を講じることを求めています。

日本が、2021(令和3)年に、国連女性差別撤廃委員会に提出した第9回政府報告書⁴に対する同委員会からの総括所見が2024(令和6)年10月に発表され、日本の取組に対して、結婚可能年齢の男女同一化や女性の再婚禁止期間の廃止、性的同意年齢の引き上げなどが評価された一方で、選択的夫婦別姓の導入や、長年の懸案である選択議定書⁵の批准などについて、勧告を受けています。

2015(平成27)年に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)では、「ジェンダー平等の実現」が17の目標の一つであると同時に、すべての目標達成の根幹であり、すべての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意することが指針に示されています。

国連以外にもG7サミットやOECD(経済協力開発機構)、APEC(アジア太平洋経済協力)などの国際的な枠組みにおいて、ジェンダー格差の縮小に向けた議論が行われ、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」は、国際社会において一層重視されるようになっていきます。

(2) 国の動き

第3次プラン策定以後の法制定等では、2023(令和5)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下「LGBT理解増進法」という。)、2024(令和6)年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)がそれぞれ施行されています。また、2015(平成27)年に10年間の時限立法として成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)は、2025(令和7)年に期限を10年間延長するほか、事業主に対する男女間賃金

⁴ 政府報告書：女性差別撤廃条約の締約国は、条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について、定期的に報告書を国連事務総長に提出し、女性差別撤廃委員会からの審査を受けることとされており、この審査結果を踏まえ、同委員会は、締約国に対する「勧告」を含む最終見解を发出します。

⁵ 選択議定書：条約の内容を補うために作られる文書で、条約と同じ効力を持ちます。女性差別撤廃条約選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きがあり、それらを利用するには、新たに批准が必要です。



差異や管理職比率の公表義務付けの強化、女性の健康課題に係る取組やハラスメント防止対策の規定が追加されるなどの改正が行われました。

「第6次男女共同参画基本計画」では、以下の基本的な視点及び取り組むべき事項があげられています。

- ①全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組
- ②意思決定過程への女性の参画を一層加速するための人材登用・育成を強化
- ③地域における男女共同参画の推進
- ④テクノロジー関係施策のジェンダー主流化とテクノロジー利活用促進
- ⑤ジェンダーに基づく暴力を容認しない社会の形成と被害者の尊厳を回復するための支援
- ⑥困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援
- ⑦男女共同参画の視点による防災・復興対策の徹底
- ⑧税制や社会制度・慣行の継続的な見直しによる男女の社会活動における中立性の確保

また、内閣府が2025（令和7）年6月に公表した「令和7年版 男女共同参画白書」では、少子高齢化と人口減少が加速する中で、地域の活力を維持・向上するためには、若者、特に女性の定着が極めて重要であることが示されています。今後、これまで以上に地方における男女共同参画推進の重要性がさらに高まるとされています。

（3）兵庫県の動き

兵庫県は、人口減少が進む中でも、地域が自立して活力を保つことをめざした第二期兵庫県地域創生戦略を踏まえて、2021（令和3）年に「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」が策定されました。同計画では、若年女性の転出超過の拡大が顕著である実態に鑑み、特に若い女性から選ばれる、生活しやすく、活力ある兵庫の実現という視点から、「女性に選ばれる活力ある兵庫を目指して」という副題を新設するとともに、重点目標1が「女性の活躍と兵庫への定着の推進」と変更されました。

2022（令和4）年10月には、兵庫県と神戸経済同友会が連携し、社会的課題の解決と地域活性化の両立を図る公民連携組織「ひょうごSDGsHub」の第一弾事業として、『わたし』からアクション共同宣言」が実施されました。この宣言は、多様な働き方の促進、男性の家事・育児への参画、子育てや介護、地域活動参加への支援など、職員のワーク・ライフ・バランスやキャリアデザインを応援し、一人ひとりの個性や価値観が尊重され、だれもがやりがいを感じながら働ける職場づくりの推進をめざすものです。2025（令和7）年12月1日時点で県内企業

から308件の宣言が寄せられ、県庁では、兵庫県知事をはじめとする組織のリーダーが、宣言を行っています。

2022（令和4）年11月には、県内企業の女性活躍を促進するために、県と神戸市が共同で女性活躍や多様な働き方等に積極的に取り組む企業等を「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）」として認定する制度が創設されています。

（4）高砂市の動き

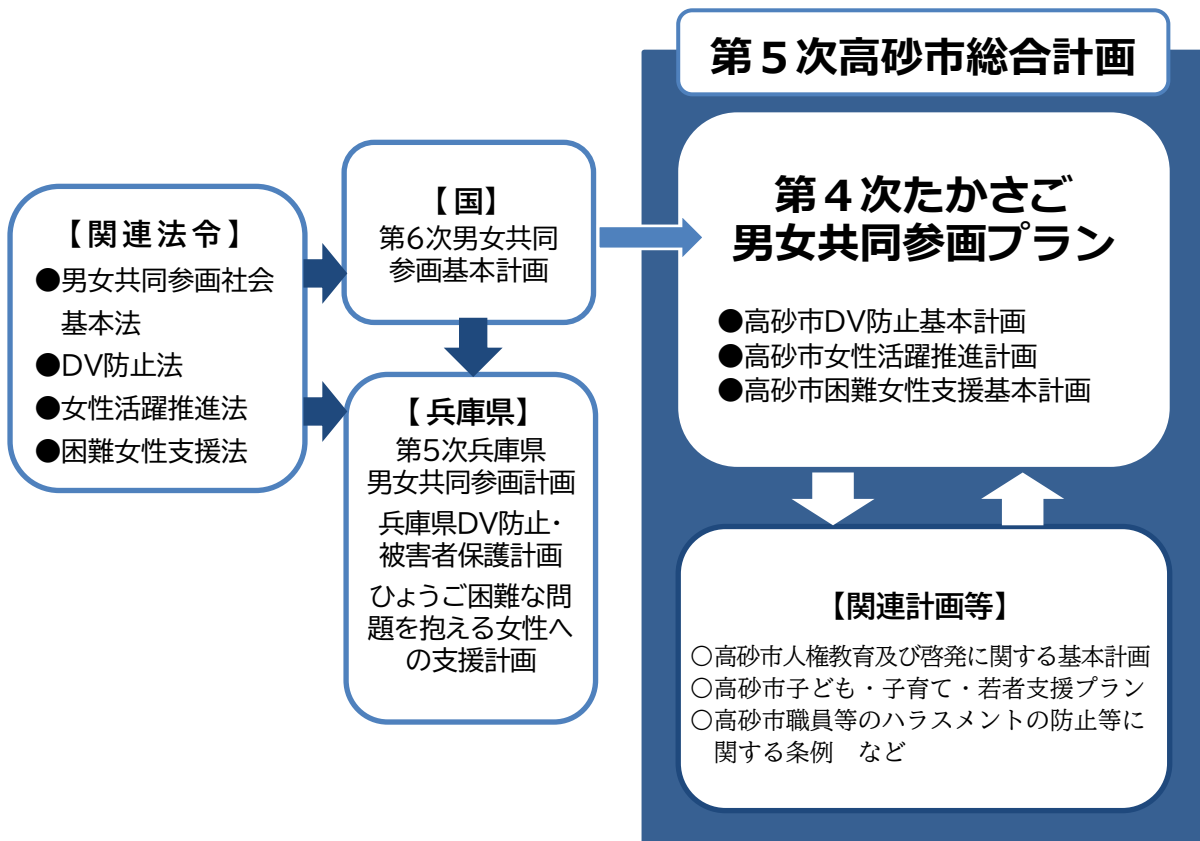
本市においても、男女共同参画社会の実現に向け、2001（平成13）年4月には本市における男女共同参画推進の活動拠点となる「高砂市男女共同参画センター」を設置し、男女共同参画や女性活躍に関する啓発、各種講座の開催、図書や関係機関の資料の収集・提供、情報誌の発行、相談業務など男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を進めてきました。

また、2011（平成23）年度には「第2次男女共同参画プラン」を策定し、「1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」「2 あらゆる分野における女性の活躍」「3 仕事と生活の調和の推進に向けた環境整備」「4 男女の人権が尊重され、安心して暮らせる環境整備」の4項目の基本目標を定め、それぞれの課題を元に市のさまざまな部局で事業や施策を進めてきました。2017（平成29）年度には「第2次男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、また、2018（平成30）年度に策定した「高砂市配偶者等からの暴力対策基本計画（延長版）」が2020（令和2）年度末をもって計画が終期を迎えたことから、2021（令和3）年度には「第3次男女共同参画プラン」に同計画を盛り込んだ形で策定しました。その間には新型コロナウイルス感染拡大の影響や、少子高齢化や単身世帯の増加など社会経済情勢は大きく変化し、本市においてもさまざまな課題が顕在化しています。このような状況を踏まえ、本市では「第3次男女共同参画プラン」の見直しを行い、新たに「第4次男女共同参画プラン」を策定しました。



3. 計画の位置づけ

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村男女共同参画計画」に位置づけられるとともに、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画、「DV⁶防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び「困難女性支援法」第8条第3項に基づく市町村基本計画を包含します。
- 策定にあたっては、「高砂市総合計画」を最上位計画とし、本市の男女共同参画に関わる関連計画との整合を図ります。
- 国の「第6次男女共同参画基本計画」及び「第5次兵庫県男女共同参画計画」における目標や課題等を勘案して策定します。



4. 計画の期間

本プランは、2026（令和8）年度から 2030（令和12）年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢や本市の状況の変化に応じて、必要な見直しを行います。

⁶ DV：ドメスティック・バイオレンス/配偶者からの暴力の略称で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力を指します。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力などさまざまな形態の暴力がふくまれます。

5. 計画の策定方法

(1) 男女共同参画に関する調査の実施

「第4次たかさご男女共同参画プラン」の策定に向け、市民の男女共同参画に関する意識を把握するとともに、市内事業所における女性の登用状況やポジティブ・アクションの取組状況、従業員の育児休業の取得状況等を把握するための調査を実施しました。

① 高砂市男女共同参画に関する市民意識調査

<実施時期> 2024（令和6）年9月24日（火）～10月11日（金）

<対象者数> 高砂市在住の18歳以上の市民から無作為抽出した1,000人

<調査方法> 郵送配布、郵送回収・WEB回答

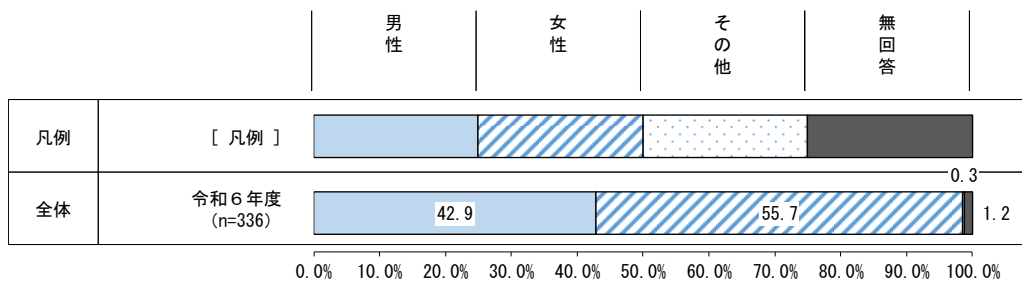
<回答者数>

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民意識調査	1,000人	336人	33.6%

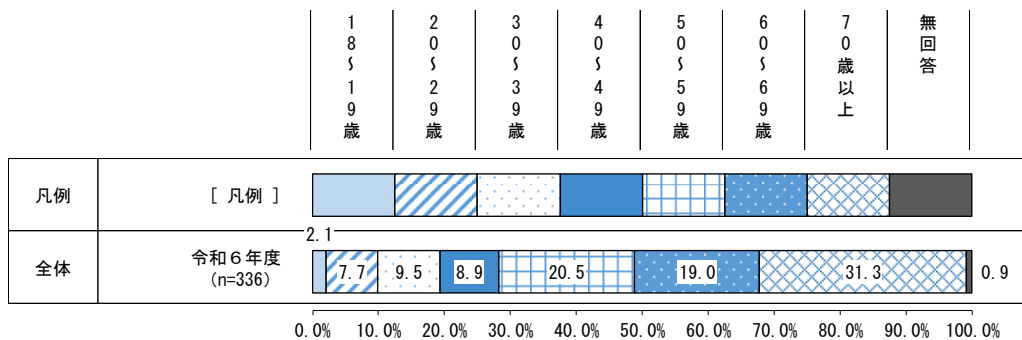
※回答の詳細は、第2章-2に掲載

<回答者の性別と年齢>

【性別】



【年齢】





②高砂市男女共同参画社会実現に向けた事業所調査

<実施時期> 2024（令和6）年11月11日（月）～11月29日（金）

<対象者数> 市内に事業所を置く従業者規模10人以上の事業所
事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）を母集団（737事業所）とし、3つの事業所規模（従業者：10～29人、30～99人、100人以上）別に産業大分類の構成を加味した層化無作為により、200事業所を抽出

<調査方法> 郵送配布、郵送回収・WEB回答

<回答数>

	配布数	有効回答数	有効回答率
事業所調査	200件	53件	26.5%

※一部の設問は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの状況を尋ねています。

（2）たかさご男女共同参画プラン推進懇話会による意見聴取

本プランに市民等の意見を反映するとともに、市における男女共同参画関連施策について実情を踏まえて実施するため、学識経験者、行政関係者、公募による市民等で構成する「たかさご男女共同参画プラン推進懇話会」を開催し、計画の内容について審議しました。

（3）パブリックコメントの実施

より幅広く市民の意見を募り計画に反映するため、パブリックコメントを実施しました。

<実施期間> 2025（令和7）年12月10日（水）～2026（令和8）年1月9日（金）

<公開場所> 男女共同参画センター、情報公開コーナー、
高砂市市民サービスコーナー（アスパ高砂）、みのり会館、市ホームページ

<意見総数> 13件

第2章 男女共同参画を取り巻く状況

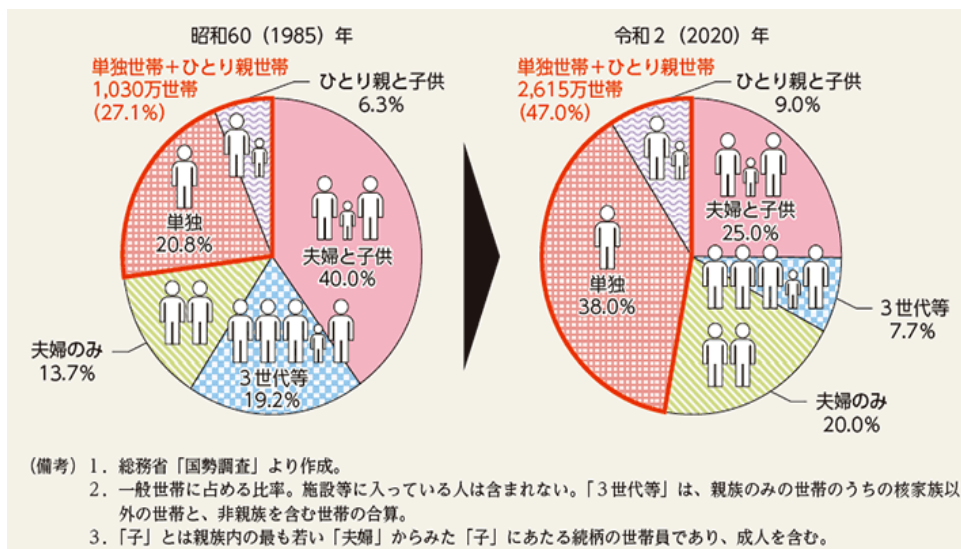
1. 男女共同参画に関わる社会の変化

(1) 家族の変化

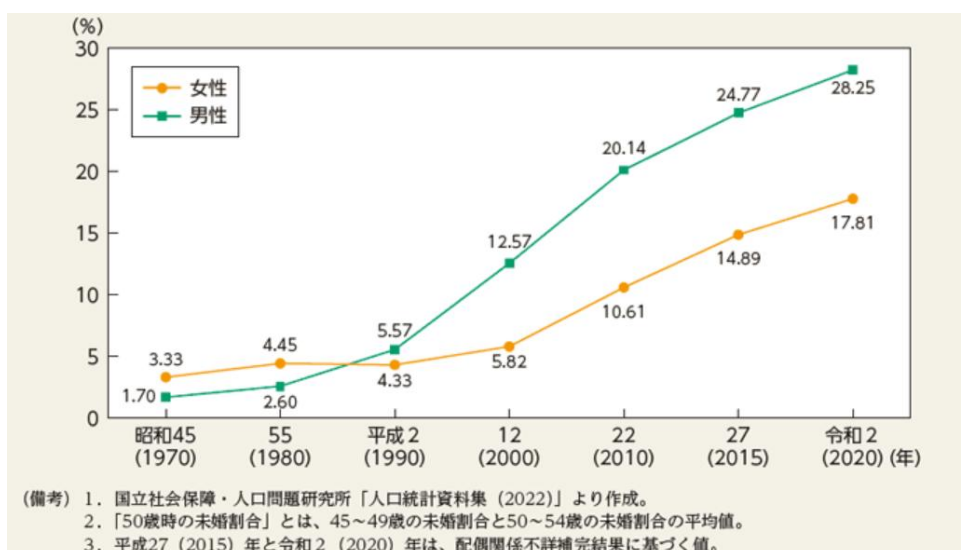
少子高齢化や結婚観の変化等を背景に、世帯構成に大きな変化がみられます。1985(昭和60)年に全世帯の4割を占めていた「夫婦と子供」の世帯は、2020(令和2)年時点では全体の25%と減少する一方で、単独世帯が約4割を占めています。また、男女とも未婚割合が上昇して、50歳時の未婚率は男性28.3%、女性17.8%(2020(令和2)年)となっています。

こうした変化に対応した法整備が求められており、育児や介護の支援体制のほか税制、社会保障制度等にわたる検討が進められています。

【家族構成の変化(全国)】



【50歳時の未婚率(全国)】



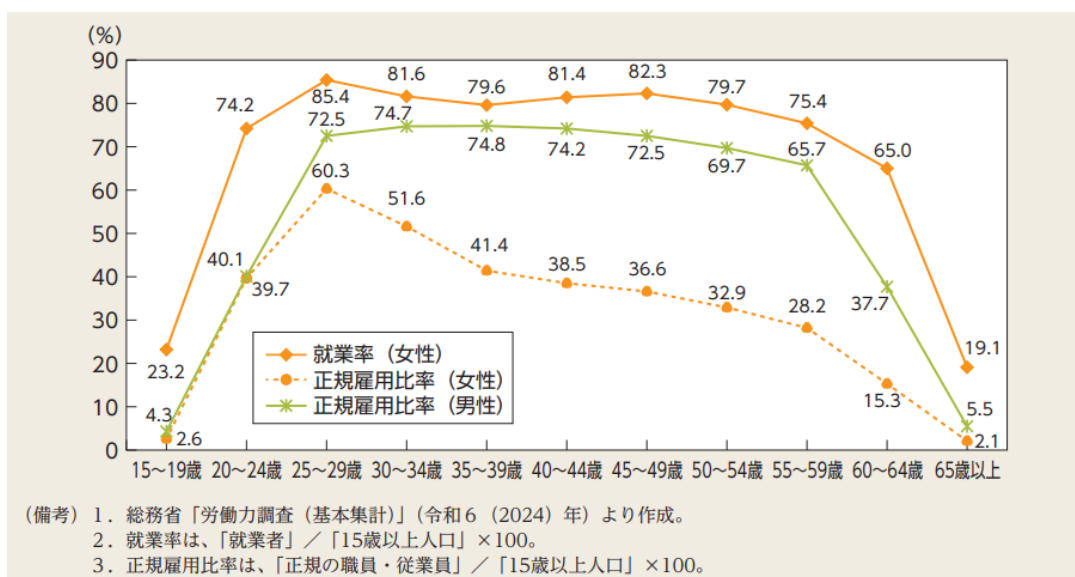
資料：内閣府「男女共同参画白書 令和6年版」(上図)「男女共同参画白書 令和4年版」(下図)より転載



(2) 女性と仕事

近年、女性の就業率は大きく上昇して、年齢階級別就業率のグラフをみると20歳代後半から50歳代まで8割前後で推移しています。しかし、正規雇用比率をみると20歳代後半をピークに低下して、男性の正規雇用率とは大きな差が見られます。結婚や出産を機に女性が非正規で働くようになる背景として、固定的な役割分担意識等の影響があります。たとえば、男性の長時間労働を中心とした労働慣行、家事・育児負担の女性への偏りがみられます。また、共働き、専業主婦世帯にかかわらず、夫の家事関連時間は極めて短いという実態があります。

【女性の年齢階級別就業率と正規雇用比率（2024（令和6）年）（全国）】



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和7年版」より転載

【妻の就業状態別 夫と妻の仕事時間と家事関連時間（全国）】

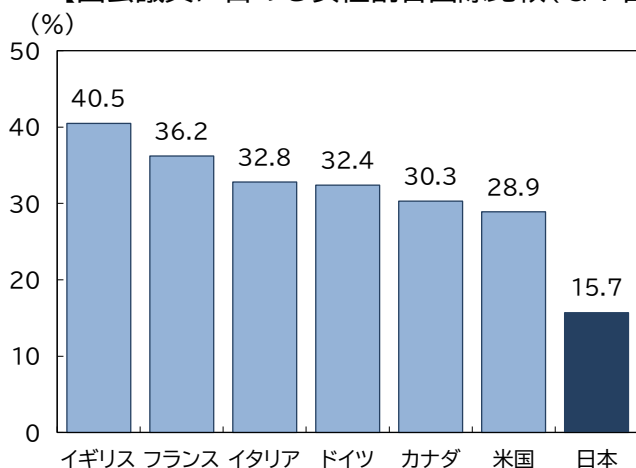
夫婦と子供の世帯	就業状態	時間			
		睡眠・食事等	仕事・通勤等	家事・育児・介護等	自由時間(3次活動時間)
共働き世帯	妻	10時間28分	4時間49分	4時間18分	4時間25分
	夫	10時間28分	7時間45分	53分	4時間55分
夫が有業で妻が無業の世帯	妻	10時間48分	5分	6時間39分	6時間29分
	夫	10時間40分	7時間02分	54分	5時間24分

資料：総務省「社会生活基本調査」（令和3年）

(3) ジェンダー・ギャップの状況

世界経済フォーラムが毎年公表しているジェンダー・ギャップ指数⁷は、経済、教育、健康、政治の分野のデータから算出され、日本は教育と健康分野では世界トップレベルであるのに対して、経済と政治分野が極めて低いために118位/148か国（2025年6月12日発表）という状況です。国会議員や企業の管理職に占める女性割合の国際比較をみると、日本の低さが際立っています。

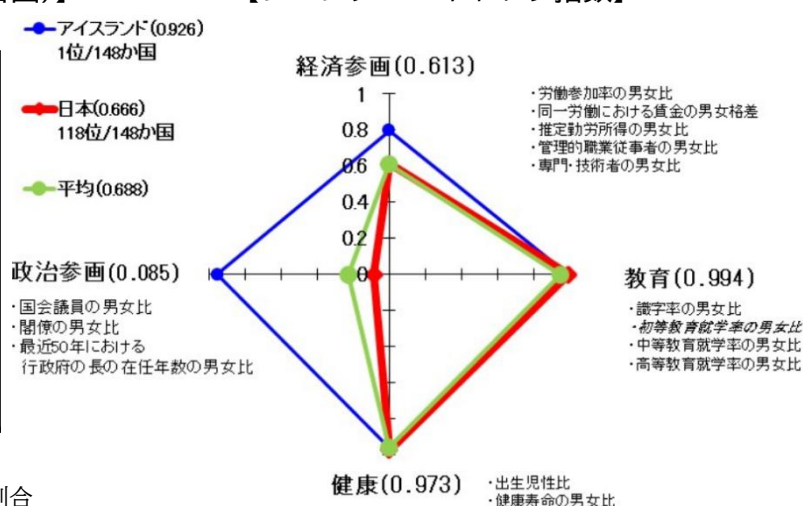
【国会議員に占める女性割合国際比較(G7各国)】



注) 数字は下院（日本は衆議院）議員に占める女性の割合

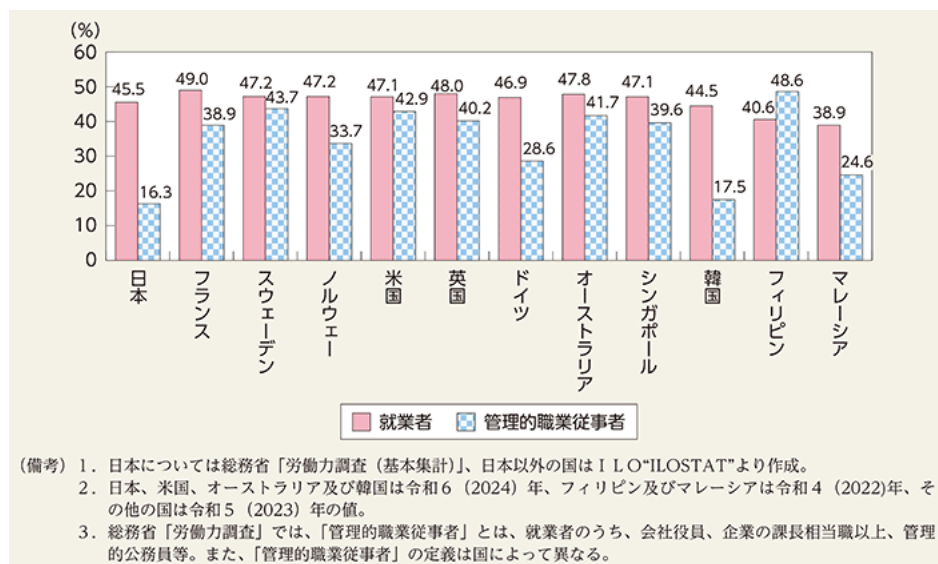
資料：列国議会同盟各国議会における女性議員数の月間ランキング(2025年12月)

【ジェンダー・ギャップ指数】



資料：内閣府男女共同参画局ホームページより転載

【諸外国における就業者及び管理的職業従事者に占める女性割合】



(備考) 1. 日本については総務省「労働力調査(基本集計)」、日本以外の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 日本、米国、オーストラリア及び韓国は令和6(2024)年、フィリピン及びマレーシアは令和4(2022)年、その他の国は令和5(2023)年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

資料：内閣府「男女共同参画白書 令和7年版」より転載

⁷ ジェンダー・ギャップ指数：世界経済フォーラムが、経済（労働参加率、同一労働の賃金、推定勤労所得、管理的職業従事者、専門・技術者）、教育（識字率、初等教育就学率、中等教育就学率、高等教育就学率）、健康（出生児性比、健康寿命）、政治（国会議員、閣僚、行政府の長の在任年数）の分野毎に各使用データをウェイト付けして算出しています。0が完全不平等、1が完全平等を表しています。



(4) ジェンダーにもとづく暴力

配偶者等からの暴力（DV）やデートDV⁸、ストーカー行為、性犯罪、性暴力は男性が被害に遭うこともありますが、被害者の大多数は女性です。近年、急速に被害が拡大しているのが、リベンジポルノ（私事性的画像被害）⁹や盗撮、ディープフェイクポルノ¹⁰などのデジタル性暴力です。インターネット上に一度公開された画像の完全な削除が困難であることから、被害者に長期的かつ深刻な影響を与えます。さらに、性的な画像を取得した加害者が、追加の画像提供を強要したり、金銭を要求したりする「セクストーション（性的脅迫）」の被害も増加傾向にあります。こうしたデジタル性暴力は、今や低年齢層にも広がっています。

【警察における刑法犯認知件数・相談件数の推移（被害者の状況・全国）】

		2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
不同意性交等	認知件数	1,405	1,332	1,388	1,655	2,711	3,936
	うち女性	1,355	1,260	1,330	1,591	2,611	3,780
	女性割合	96.4	94.6	95.8	96.1	96.3	96.0
不同意わいせつ	認知件数	4,900	4,154	4,283	4,708	6,096	6,992
	うち女性	4,761	3,995	4,111	4,503	5,840	6,629
	女性割合	97.2	96.2	96.0	95.6	95.8	94.8
公然わいせつ	認知件数	746	701	712	624	749	729
	うち女性	647	613	613	541	655	641
	女性割合	86.7	87.4	86.1	86.7	87.4	87.9
略取誘拐・人身売買	認知件数	293	337	389	390	526	588
	うち女性	245	276	322	322	411	461
	女性割合	83.6	81.9	82.8	82.6	78.1	78.4
配偶者からの暴力	相談件数	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619	94,937
	うち女性	64,392	63,165	62,147	61,782	63,935	66,723
	女性割合	78.3	76.4	74.8	73.1	72.1	70.3
ストーカー	相談件数	20,912	20,189	19,728	19,131	19,843	19,567
	うち女性	18,403	17,689	17,286	16,724	17,261	16,904
	女性割合	88.0	87.6	87.6	87.4	87.0	86.4
リベンジポルノ (私事性的画像被害)	相談件数	1,479	1,569	1,627	1,728	1,812	2,126
	うち女性	1,382	1,427	1,432	1,494	1,527	1,645
	女性割合	93.4	90.9	88.0	86.5	84.3	77.4

資料：警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

⁸ デートDV：恋人間の暴力のことをいいます。

⁹ リベンジポルノ（私事性的画像被害）：元配偶者や元交際相手などが、相手から拒否されたことの仕返しなどに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のことです。

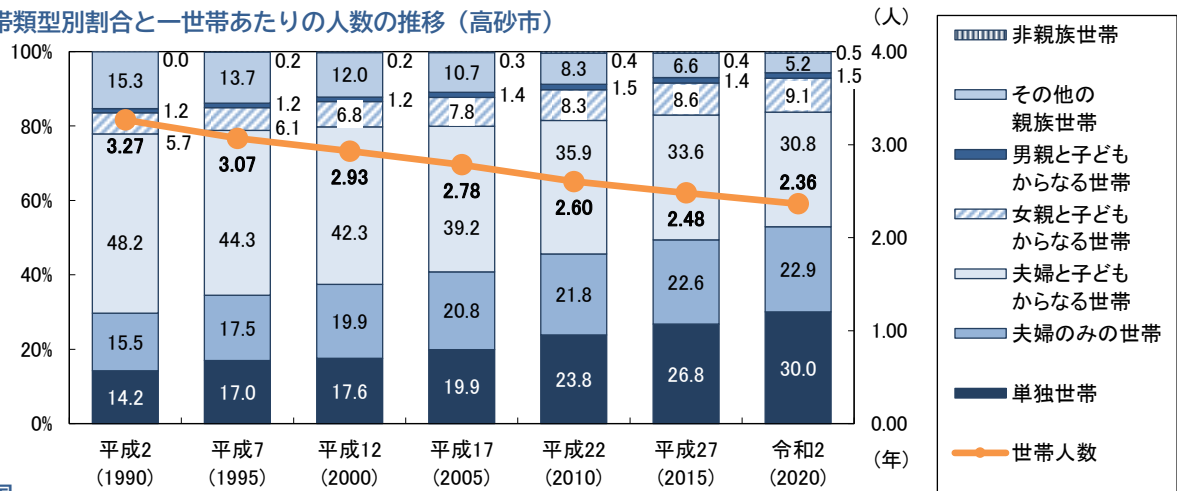
¹⁰ ディープフェイクポルノ：AI技術を使って特定の人物の顔を別の動画や画像に合成して、性的におとしめる被害のことを指します。

2. 高砂市の現状と課題

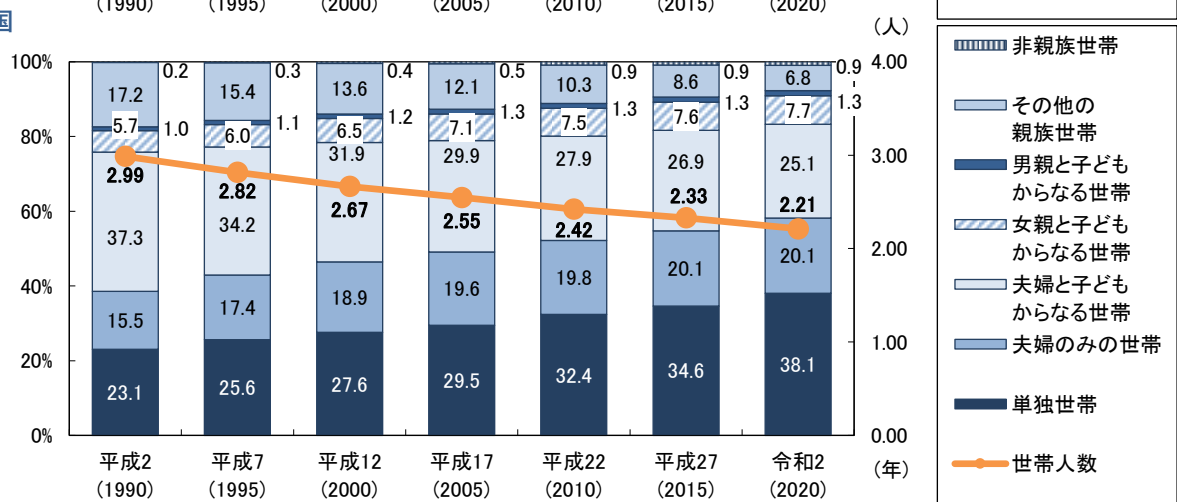
(1) 世帯構造の変化

全国では、すでに「単独世帯」割合が「夫婦と子どもの世帯」割合を大きく上回っていますが、本市ではまだわずかに、夫婦と子どもの世帯割合が上回っています。しかし、1990（平成2）年の夫婦と子ども世帯が48.2%であったことからみると、その減少幅が大きく、全国に比べて変化が大きい傾向もみられます。すでに高齢化率では全国、兵庫県を上回っており、急速に高齢化が進んでいます。また、65歳以上単独世帯のうち7割近くを女性が占めています。

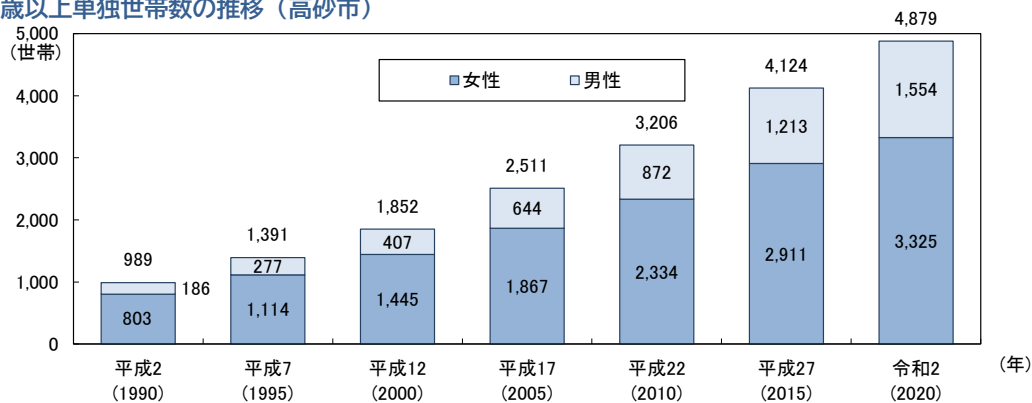
■ 世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移（高砂市）



■ 全国



■ 65歳以上単独世帯数の推移（高砂市）



資料：総務省「国勢調査」

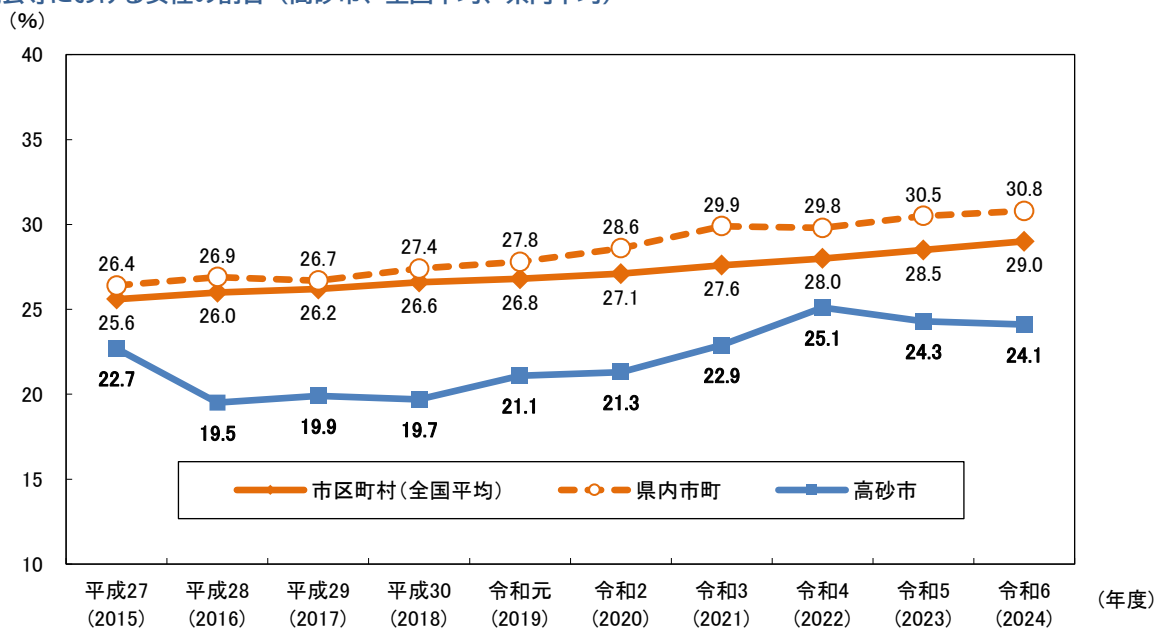


(2) 方針決定への女性の参画

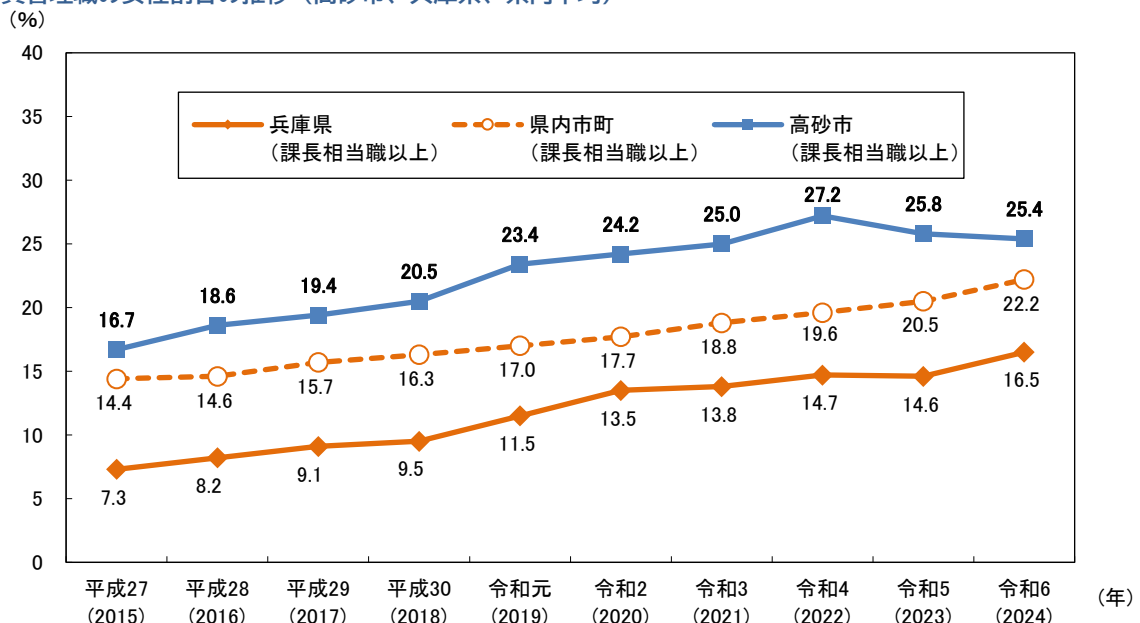
審議会委員の女性割合は、2025（令和7）年4月1日時点で26.2%となり、第3次プラン目標の25%には達したものの、全国・県平均より低い状態が続いています。市管理職の女性割合は、全国・県平均を上回っていますが、近年低下傾向となり、前期計画目標の30%には届いていません。

本市では、2025（令和7）年4月に「高砂市職員のワークライフバランスと女性活躍推進プログラム」を策定して、職員のだれもが仕事と生活の調和を図ることをめざしています。同プログラムを推進するために庁内推進委員会を設置して、取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行っています。

■ 審議会等における女性の割合（高砂市、全国平均、県内平均）



■ 公務員管理職の女性割合の推移（高砂市、兵庫県、県内平均）



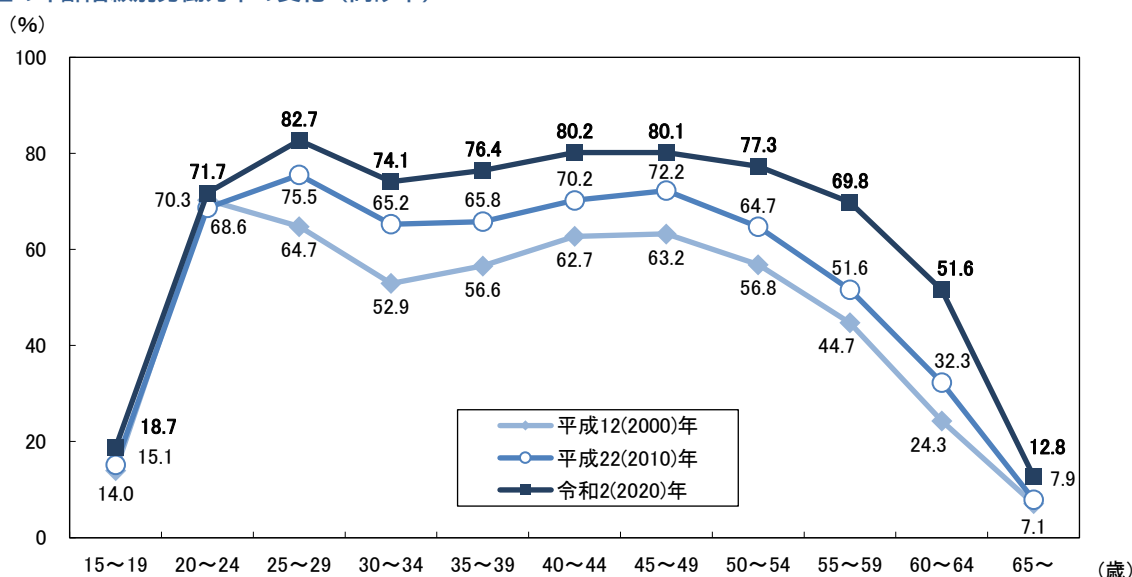
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(3) 女性の就労状況

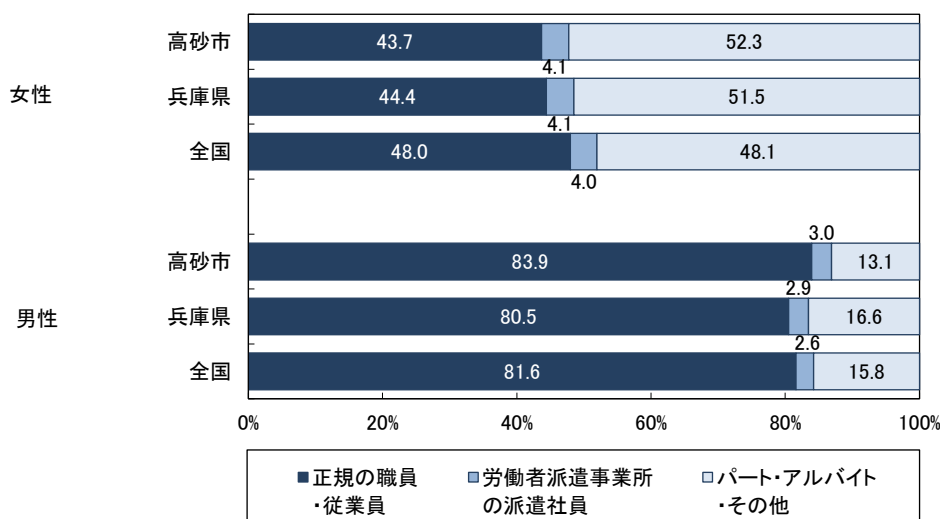
本市の女性の年齢階級別労働力率は、この20年間で全国の傾向と同様に、M字カーブ¹¹の底が浅くなって台形に近づいています。

働く女性は増えているものの、男女の雇用形態別の割合をみると、男女の「正規の職員・従業員」割合の差は顕著で、女性は非正規就労が多くなっています。本市では全国と比べて、その傾向がより強い状況です。

■ 女性の年齢階級別労働力率の変化（高砂市）



■ 雇用形態別構成割合の比較（高砂市、兵庫県、全国）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

¹¹ M字カーブ：女性の年齢階級別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）をグラフに表したときに、働いている割合が結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇して、M字を描くことです。

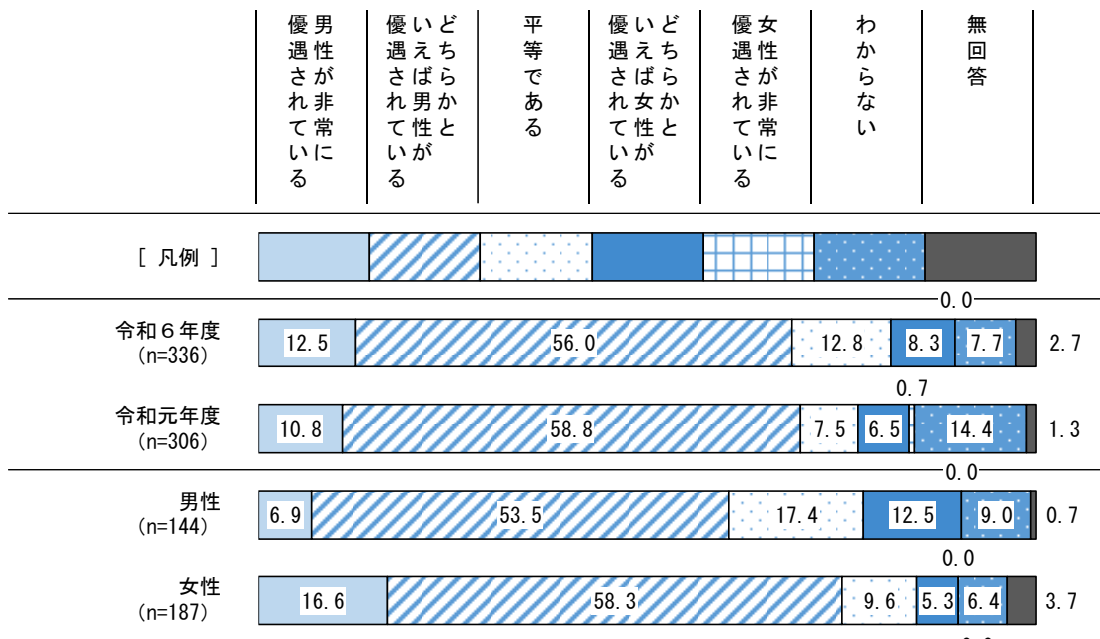


(4) 市民意識調査及び事業所調査からみる現状

① 社会における男女の平等感（市民意識調査）

市民意識調査から社会における男女の平等感をみると、2024（令和6）年度では、“男性優遇”（「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と感じる人は68.5%を占めています。女性では“男性優遇”が74.9%で、男性（60.4%）との意識のギャップが大きくなっています。

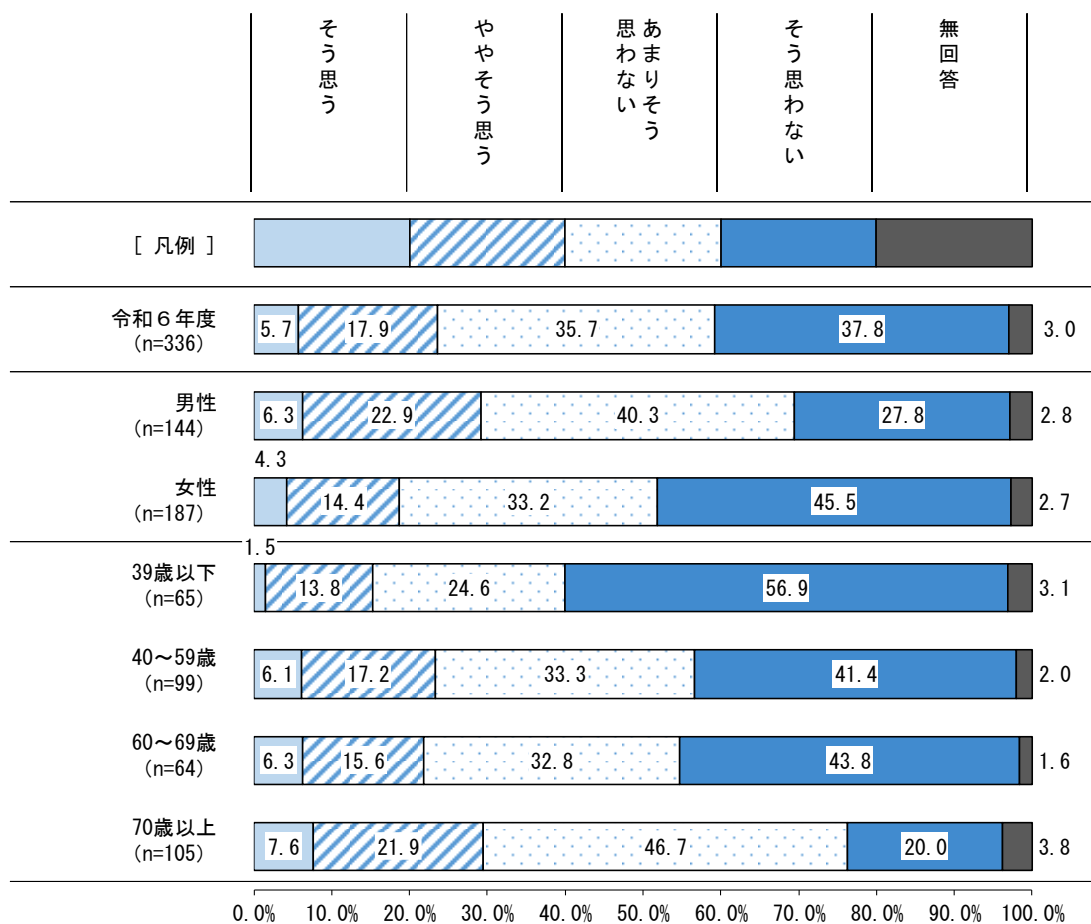
【現在の日本の社会全体における男女の平等感】



②性別役割分担意識（市民意識調査）

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」に否定的な人は、男性では68.1%ですが、女性では78.7%、また、年齢別にみると、39歳以下では81.5%にのびります。固定的な性別役割分担に対して、男女間で、また世代間での意識のギャップが大きいことがわかります。こうした意識の違いを念頭に置いた、多様な取組を展開していく必要があります。

【「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に対する意見】



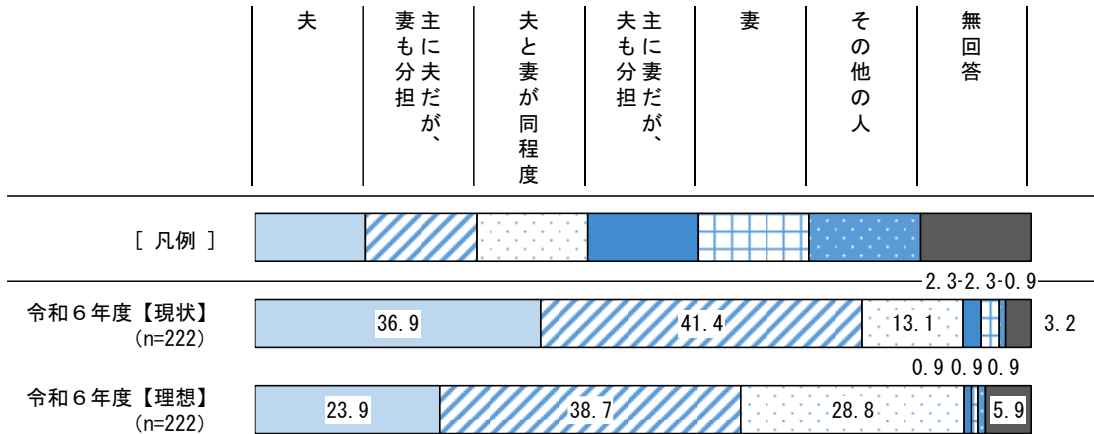


③家庭における役割分担の理想と現状（市民意識調査）

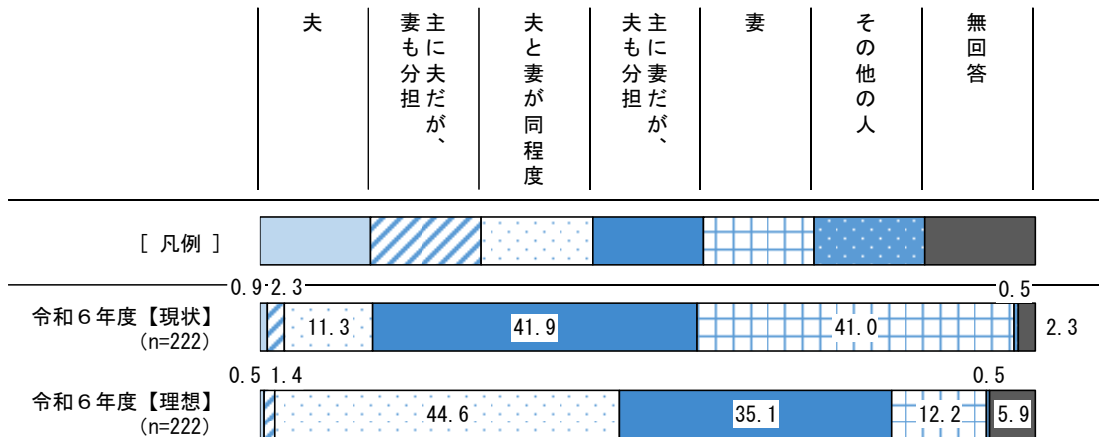
家庭による役割分担の理想と現状をみると、理想では「夫と妻が同程度」と回答する人が一定割合存在するのに対して、現状では家計を支える（生活費を稼ぐ）のは夫、掃除、洗濯、食事の支度などの家事をするのは妻と偏りが大きくなっています。

また、家庭内の男女の役割への満足感では、男性に比べて女性の満足感が低くなっており、家事、育児、介護等の家庭内での役割に負担を感じていることがうかがえます。

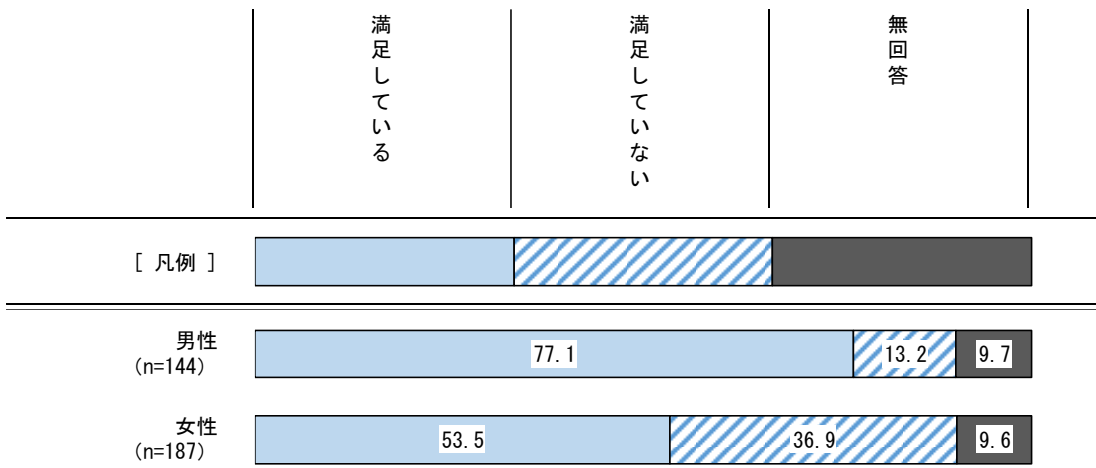
【家計を支える（生活費を稼ぐ）】



【掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする】



【家庭内での男女の役割への満足感】

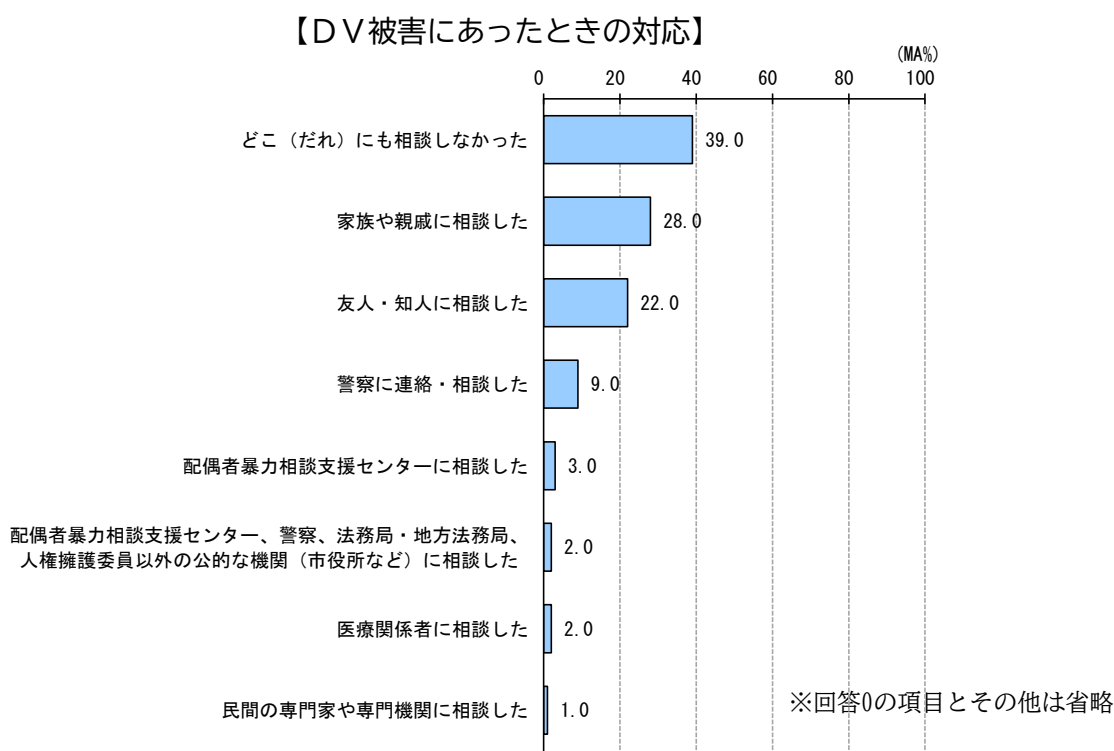
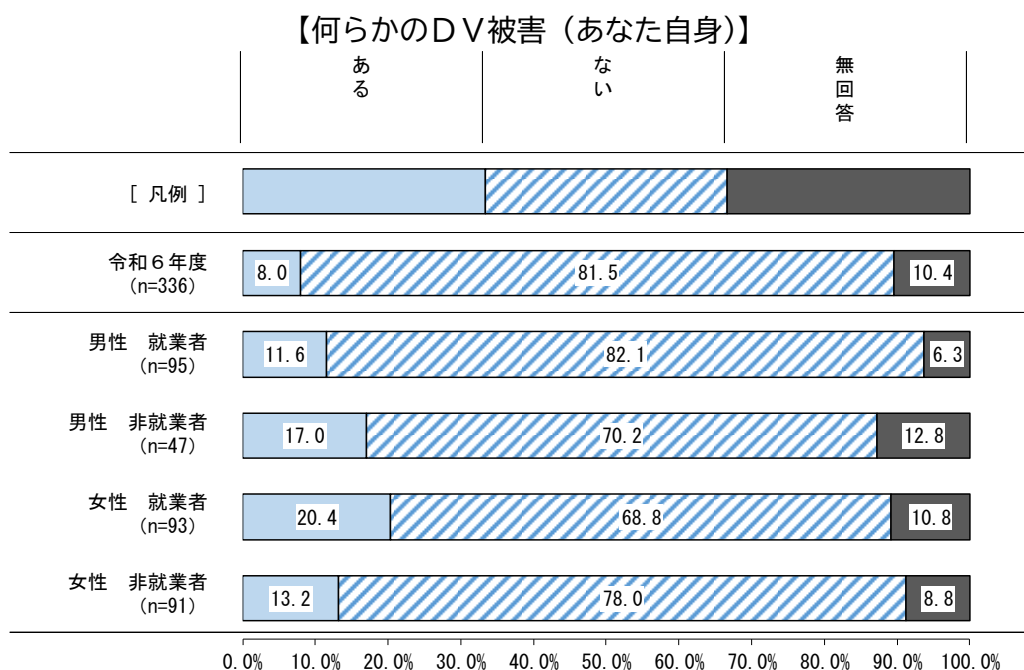


④ DV・ハラスメントの状況（市民意識調査）

何らかのDVにあたる行為を受けた経験は、女性では就業者が20.4%、男性では非就業者が17.0%となっています。被害を受けたときに「どこ（だれ）にも相談しなかった」人は約4割で、相談先としては家族や親せき、友人・知人以外に相談した人はわずかとなっています。

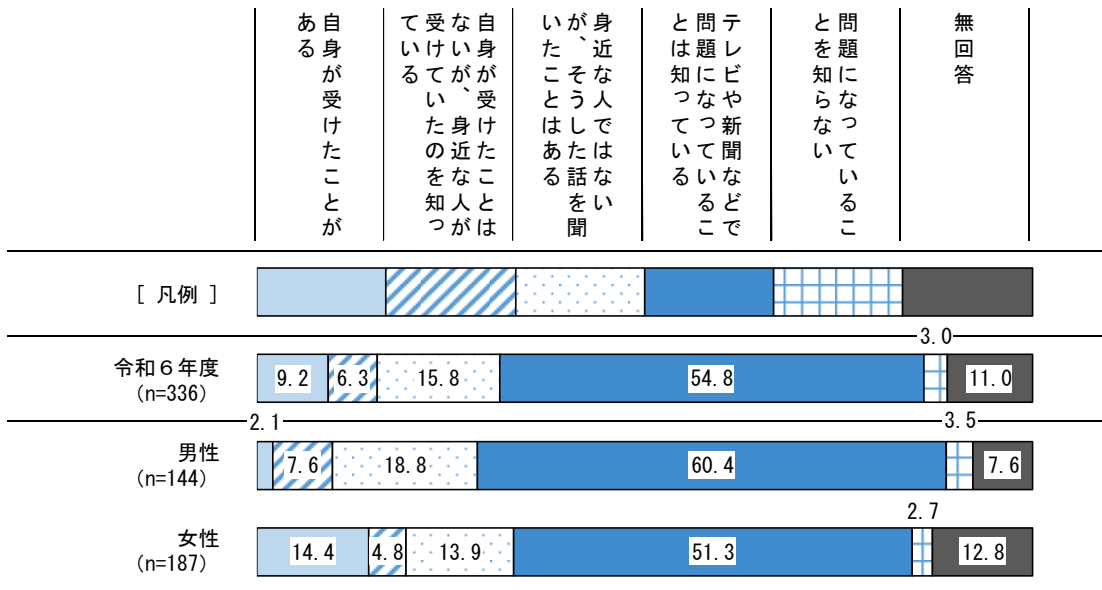
セクシュアル・ハラスメントについては、自分自身が被害を受けたことのある人は男性の2.1%に対して、女性は14.4%と多くなっています。

相談窓口で配慮してほしいことは、「匿名で相談ができる」「医療費・カウンセリング費用・弁護士費用などについて無料で支援が受けられる」「24時間相談ができる」が多くあげられています。

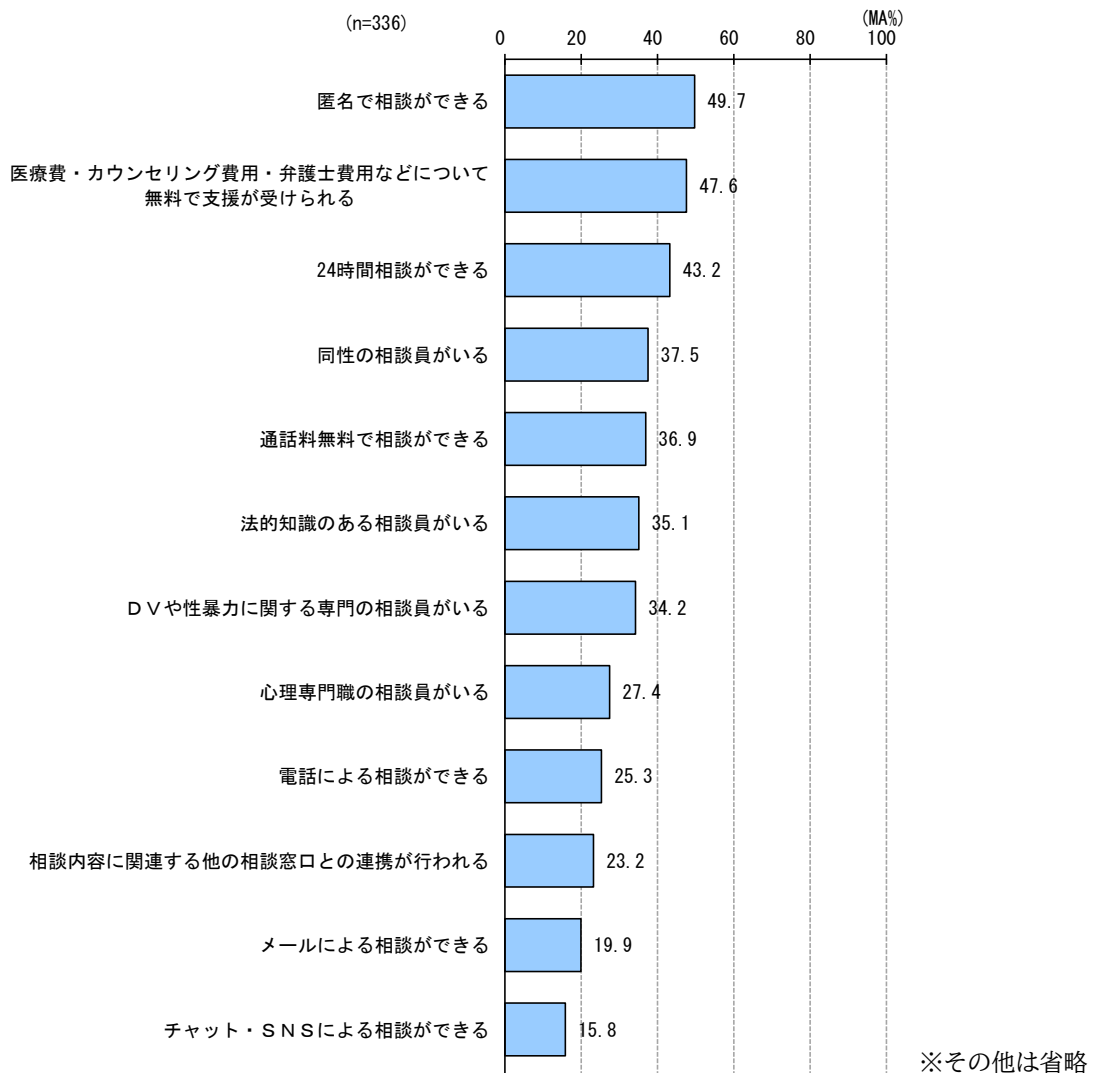




【セクシュアル・ハラスメントの被害】



【相談窓口で配慮してほしいこと】

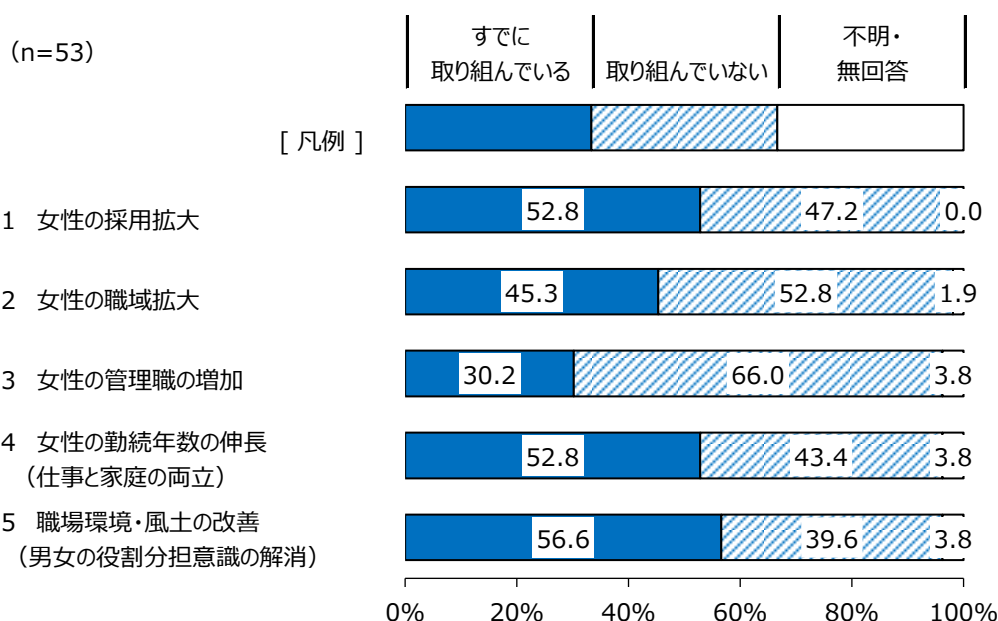


⑤ ポジティブ・アクションの取組状況と取組の効果（事業所調査）

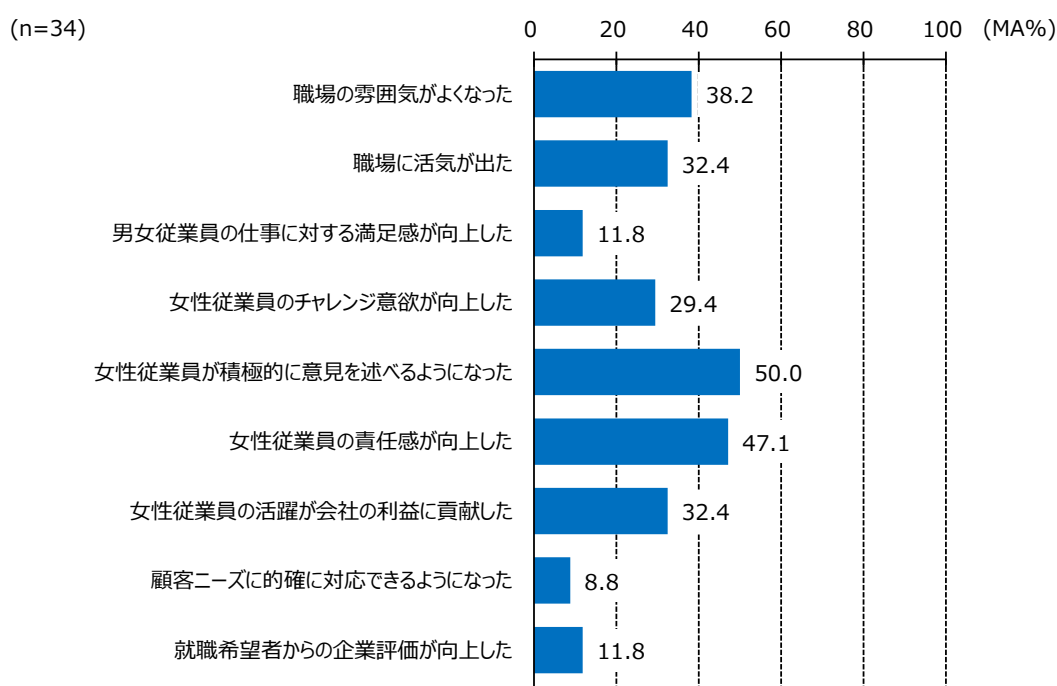
事業所調査におけるポジティブ・アクションの取組状況では、「職場環境・風土の改善（男女の役割分担意識の解消）」（56.6%）、「女性の採用拡大」「女性の勤続年数の伸長（仕事と家庭の両立）」（ともに52.8%）が半数を超えている一方で、「女性の管理職の増加」（30.2%）は、約3割にとどまっています。

取組の効果では、「女性従業員が積極的に意見を述べるようになった」（50.0%）、「女性従業員の責任感が向上した」（47.1%）、「職場の雰囲気が悪くなった」（38.2%）が多くなっています。

【ポジティブ・アクションの取組状況】



【ポジティブ・アクションの取組による効果】



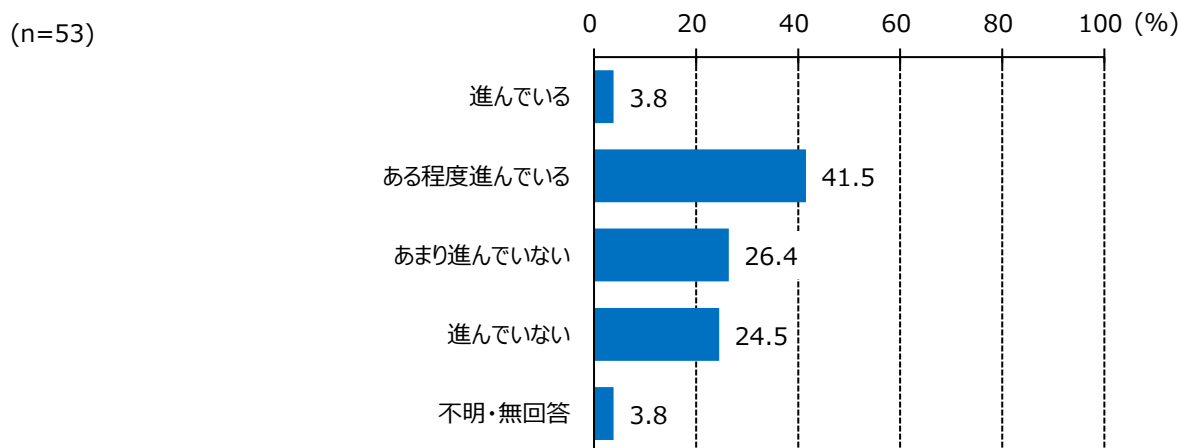


⑥ワーク・ライフ・バランスの取組状況と取組の効果（事業所調査）

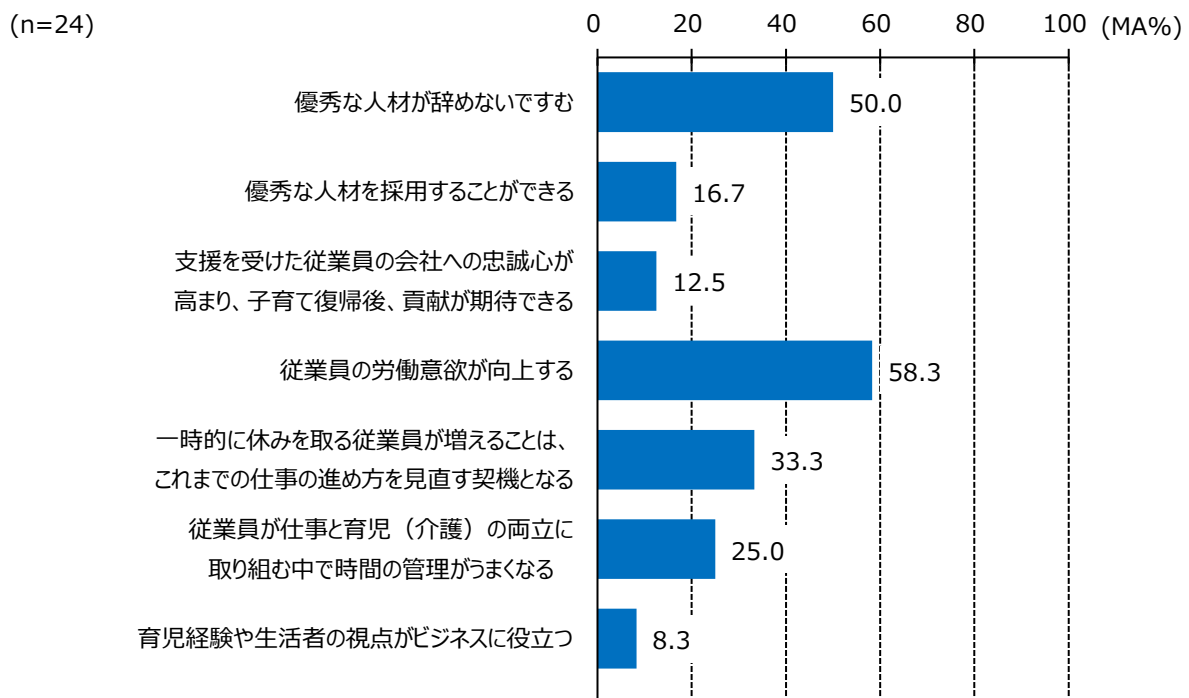
ワーク・ライフ・バランスが進んでいる（「進んでいる」と「ある程度進んでいる」の合計）と回答した事業所は45.3%となっています。

取組によるメリットでは、「従業員の労働意欲が向上する」（58.3%）、「優秀な人材が辞めないですむ」（50.0%）、「一時的に休みを取る従業員が増えることは、これまでの仕事の進め方を見直す契機となる」（33.3%）が多くなっています。

【ワーク・ライフ・バランスの取組状況】



【ワーク・ライフ・バランスの取組によるメリット】



3. 第3次プランにおける取組と評価

第3次プランにおいて掲げた施策・事業143項目について各担当課が4段階で自己評価した結果は、S評価（予定以上に進捗している）8項目、A評価（予定通りに進捗している）132項目、B評価（予定通りに進捗できていない）2項目、C評価（事業廃止）0項目となっており、ほとんどの施策・事業はA評価となっています。

基本目標ごとの主な取組は、以下の通りです。

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり】

「男女共同参画週間」に合わせた図書館や市民ギャラリーでの啓発展示等のほか、さまざまな機会や媒体（情報誌、ホームページ、SNS等）を通じて、男女共同参画に関する法律や制度、関連情報の発信を行っています。性別やそれぞれのライフステージに応じて、幅広い年齢層を対象とした講座やセミナーを実施しています。また、男女共同参画センター以外にも、高齢者大学や地域交流センターで実施される社会教育講座の中でも、男性の料理教室等が行われています。

講座の開催にあたっては、乳幼児等を持つ人が、子どもを預けて安心して受講できるよう一時保育事業を実施しています。

教職員に対しては、「第2次男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」を活用し、各校園における職員研修や会議の中などで、ワーク・ライフ・バランスを支援する制度等の内容理解を促す機会を設けています。各校園では、人権教育推進計画に基づき、ジェンダー平等に関する学習機会を設け、保健や道德などの教科学習の中で性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた学習に取り組んでいます。

【基本目標Ⅱ 一人ひとりがいきいきと働ける環境づくり】

働きながら子育てをしている人、これから予定している人の仕事と育児の両立を支援するために高砂市の制度や園・子育てに関する情報を盛り込んだ「仕事と育児の両立サポートBOOK」を発行して、仕事と育児の両立を支援する制度等の情報発信を行っています。

市ホームページ等において、雇用における男女の均等な機会と待遇や育児・介護休業法の改正情報等について周知・啓発を図りました。仕事を持つ妊婦に対しては、妊婦面接等の際に母性健康管理指導事項連絡カードの周知・啓発資料を配布し、働く場における母性保護や健康に関する相談窓口の周知を行っています。



市職員に対しても子育て支援や介護に関する国の制度改正を周知しており、男性職員の育児休業取得率が上昇しています。

市内の事業所において女性活躍推進の取組が進むように、高砂市内事業所の取組事例から、本市の働く女性のロールモデルとして紹介し、企業が女性の活躍推進に取り組むメリットを情報発信しています。

農業及び商業等における女性の労働条件・労働環境等の改善のため、商業活性化調整会議等の方針決定の場への女性の参画の促進を図っています。

小中学校では、「キャリア教育年間指導計画」を作成し、児童生徒が職業について考えたり調べたりする事前学習をしたうえで職業体験をするなど、計画的にキャリア教育を進めています。

地域のつながりの中心的活動となる、自治会活動のヒントや運営の工夫をまとめた「自治会ハンドブック」を作成して、多様な人材の積極的な登用を促しています。女性の自治会長はわずかに増加しているものの、1割に満たないため、一層の啓発が必要となっています。

【基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶】

DV防止に向けた啓発では、情報誌やSNSでの情報発信、DV防止啓発カードの設置等に加え、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市内でのパープルリボン着用、パープルライトアップ、啓発展示等を行っています。

若年層に対してデートDVの理解と予防のために、市内中学校で「中学生のためのデートDV防止講座」を開催し、だれも被害者にも加害者にもならないよう教育活動を進めています。

また、就学前の児童に対しては、いじめや虐待、性被害などのさまざまな暴力から自分の心とからだを守るための教育プログラム（CAP）を実施して、子どもたちが「自分を守る力」を身につけられるよう取り組んでいます。

「女性のための相談室」では、相談者の状況に応じて市内関係部署や関係機関と連携をとり、適切な支援につなげています。複合的な課題を抱える相談ケースでは、重層的支援連絡会議を通じて困難事例の情報共有を図り、多職種・多機関の連携のもと支援体制を構築しています。

外国人市民の支援については、多言語相談窓口情報を提供するほか、弁護士などの専門家の支援が必要な場合は、在住外国人を支援するNGO団体と連携して支援を行っています。

緊急性の高い被害者からの相談に対しては、安全確保のための一時保護等の支援を行うほか、DV被害者の自立支援として、生活再建のための生活保護設定や就労支援等を行っています。また、心身のケアが必要な場合は、保健・医療機関と連携し、継続した支援を行っています。

被害者保護の観点から、「DV被害者対応マニュアル」に基づき、被害者の心情に配慮すると

ともに、住民基本台帳の閲覧制限などの情報管理を徹底しています。

法的にもハラスメント対策が強化されたことから、職場におけるハラスメント対策が徹底されるよう事業所に対して働きかけを行っています。

【基本目標Ⅳ あらゆる分野における女性の活躍】

本市では仕事と子育ての両立を支援する「高砂市職員のワークライフバランスと女性活躍推進プログラム」を策定して、全職員が、働きやすく能力が十分に発揮される職場環境づくりをめざし、取組を進めています。庁内における女性の活躍推進に向けては、女性職員のキャリアアップを目的とした研修への派遣を行い、不安感の払拭、ネットワークの構築、モチベーションの向上を図っています。女性管理職の割合はここ数年3割弱の水準を維持しており、県内市町村平均を上回っています。

市民や市内事業所に向けた取組では、商工会議所やハローワーク加古川、兵庫大学等と連携し、「地元企業合同就職面接会&相談会」「働き方パネルディスカッション」等を開催しています。

男女共同参画センターでは、ホームページ等で「女性活躍」をテーマに情報発信を行うほか、「女性のための再就職応援セミナー」「女性のための出前チャレンジ相談」「企業向け女性活躍推進セミナー」等を実施しています。また、ハローワーク加古川（マザーズコーナー）と連携し、女性の能力発揮促進のための情報提供、求人情報の提供、出張相談等を実施しています。出張就労相談では、履歴書の添削等実践的な支援を行い、相談者の就職活動を後押ししています。女性の起業支援では、創業支援等事業計画に基づき、商工会議所や市内金融機関等と連携し、市ホームページを通じて創業支援に関する情報提供を行っています。

【基本目標Ⅴ だれもが安心して暮らせる環境づくり】

図書館において男女共同参画週間に、「健康、こころ」をテーマとした書籍展示を行ったり、女性の身体と健康に関するセミナーを開催したりするなど、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発を進めています。小中学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、身体の発育、発達を含む性教育が行われています。

ピンクリボン月間（乳がん予防）や、世界保健機関（WHO）が主催する「子宮頸がん撲滅世界一斉イルミネーション」と連動し、高砂市役所前でライトアップを実施しています。

令和5年3月に「多様な性に関する取組方針」を制定し、同年4月から高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入し、地域や学校・園、事業所などに向けて周知しています。



外国人市民の困りごとや生活相談等に対応するために、市職員に向けた「やさしい日本語」研修を実施し、窓口での相談体制の充実を図っています。

地域防災に関しては、消防職に複数の女性職員を採用しており、消防団における女性団員の増加もみられています。防災対策に女性の視点を取り入れるため、女性職員を中心とした防災対策検討ワーキンググループを設置して、避難所運営マニュアルや備蓄計画の見直しを行っています。また、「男女共同参画の視点からの防災講座」は、市民が参加しやすい、身近なテーマ設定で地域防災への関心を高める工夫をしています。



【第3次プランに基づく施策の進捗評価【評価指標】】

第3次プランで設定した評価指標の現状は、以下の通りです。

評価/A:達成、B:数値改善、C:変化なし、D:数値悪化、E:評価不能

評価指標	第3次計画		現状値 (2024年)	評価
	基準値	目標値		
基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり				
高砂市男女共同参画センターについて、「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (市民意識調査より)	5.9%	20%以上	4.8%	D
家庭での役割に満足している人の割合 (市民意識調査より)	61.4%	80%以上	62.8%	B
基本目標Ⅱ 一人ひとりがいきいきと働ける環境づくり				
「ワーク・ライフ・バランス」について、「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (市民意識調査より)	24.2%	30%以上	29.5%	B
市における男性職員育児休業取得率	4.8%	10%以上	61.5% (2023年)	A
地域活動に「いずれも参加していない」と回答した人の割合 (市民意識調査より)	40.5%	30%以下	67.5% ^{*1}	E
基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶				
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合 (市民意識調査より)	50.0%	70%以上	55.8% ^{*2}	E
「デートDV」について、「言葉も内容も知っている」とする人の割合(市民意識調査より)	25.8%	50%以上	23.2%	D
基本目標Ⅳ あらゆる分野における女性の活躍				
現在の社会で女性が働きやすいと感じる人の割合 (市民意識調査より)	50.3%	60%以上	56.0%	B
審議会等への女性委員の登用率	21.7%	25%以上	26.2% (2025年)	B
市における女性管理職の割合	27.1%	30%以上	23.7% (2025年)	D
自治会長・町内会長に占める女性の割合	3.2%	10%以上	6.6% (2025年)	B
基本目標Ⅴ だれもが安心して暮らせる環境づくり				
「LGBT」について、「言葉も内容も知っている」とする人の割合(市民意識調査より)	33.3%	50%以上	35.4% ^{*3}	B
防災会議に占める女性委員の割合	6.9%	20%以上	25.0% (2025年)	A

※1 現状値は、「参加したことはないが、きっかけがあれば参加してみたい」「過去に参加していたが現在は参加していない」「関心がない」の計

※2 現状値は、自分自身がDVを受けたことがあると回答した人の「自分自身またはまわりの人」の相談状況

※3 現状値は、「LGBTQ+」についての割合



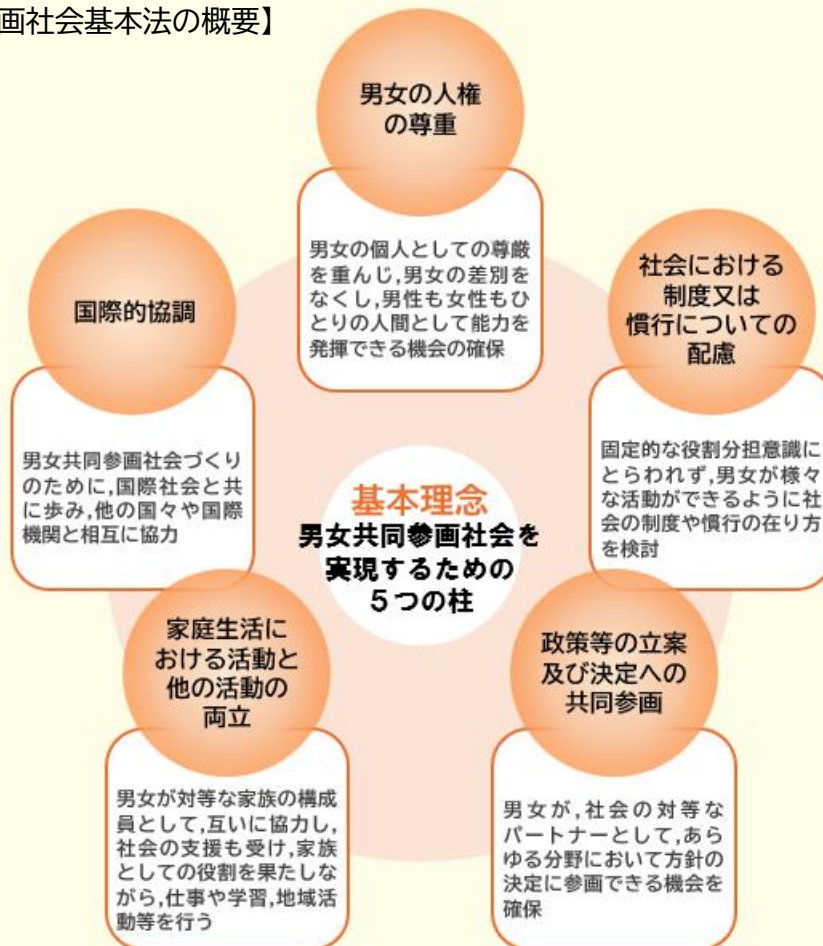
第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本プランでは、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえて、これまでの本プランにおける基本理念を踏襲して、すべての市民が、お互いの人権尊重を基礎として、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現をめざします。

一人ひとりの「個」を尊重した男女共同参画社会の実現

【男女共同参画社会基本法の概要】



国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

2. 基本目標

上記の基本理念に基づき、以下の4つの基本目標を設定しました。

I ジェンダー平等意識の浸透

性別にかかわらず一人ひとりが互いを尊重し、対等に参画できる社会の実現に向けて、あらゆる世代に向けた情報発信や啓発を行うとともに、学校や地域など身近な場でジェンダー平等意識を育みます。

II あらゆる分野における男女共同参画

仕事や家庭、地域における活動などのあらゆる分野での男女共同参画を推進し、だれもが自分の能力や個性を生かして、自らが望む多様な生き方を選択できる社会環境づくりを進めます。

III あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と、ジェンダーにもとづく暴力の未然防止に努めるとともに、さまざまな関係機関との連携・協力のもと、被害者支援に取り組みます。

IV だれもが安全で安心できる環境づくり

複合的な困難を抱える人々に対する包括的な支援体制と多様性の尊重、並びに男女共同参画の視点に立った防災・災害対策を進めることで、一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。



3. 計画がめざす姿

男女共同参画社会が実現した際の具体像をそれぞれの場面ごとに描きました。

家庭では

家族が性別にとらわれず、お互いの生き方を認め合い、尊重し合い、ふれあいのある心豊かな家庭を築いています。

一人ひとりが家事、育児、介護などの家族としての責任を分かち合いながら、家庭と仕事や地域活動との調和のとれた生活を送っています。

DVなど、あらゆる暴力がなく、安心して過ごしています。



職場では

雇用機会や待遇などで性別による格差が解消され、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮しています。

男女ともに育児休業や介護休業を積極的に利用し、ゆとりと充実感を持って仕事と家庭や地域活動を両立しています。

あらゆるハラスメントがなく、それぞれの人格を認め合って安心して働いています。



学校では

一人ひとりが個性や能力を伸ばす教育が行われ、性別にとらわれない適性に応じた主体的な進路選択がなされています。

また、互いの性を尊重する学習が、しっかりと行われています。

自分らしさを大切に、お互いの個性と人権を尊重する子どもが育っています。



地域では

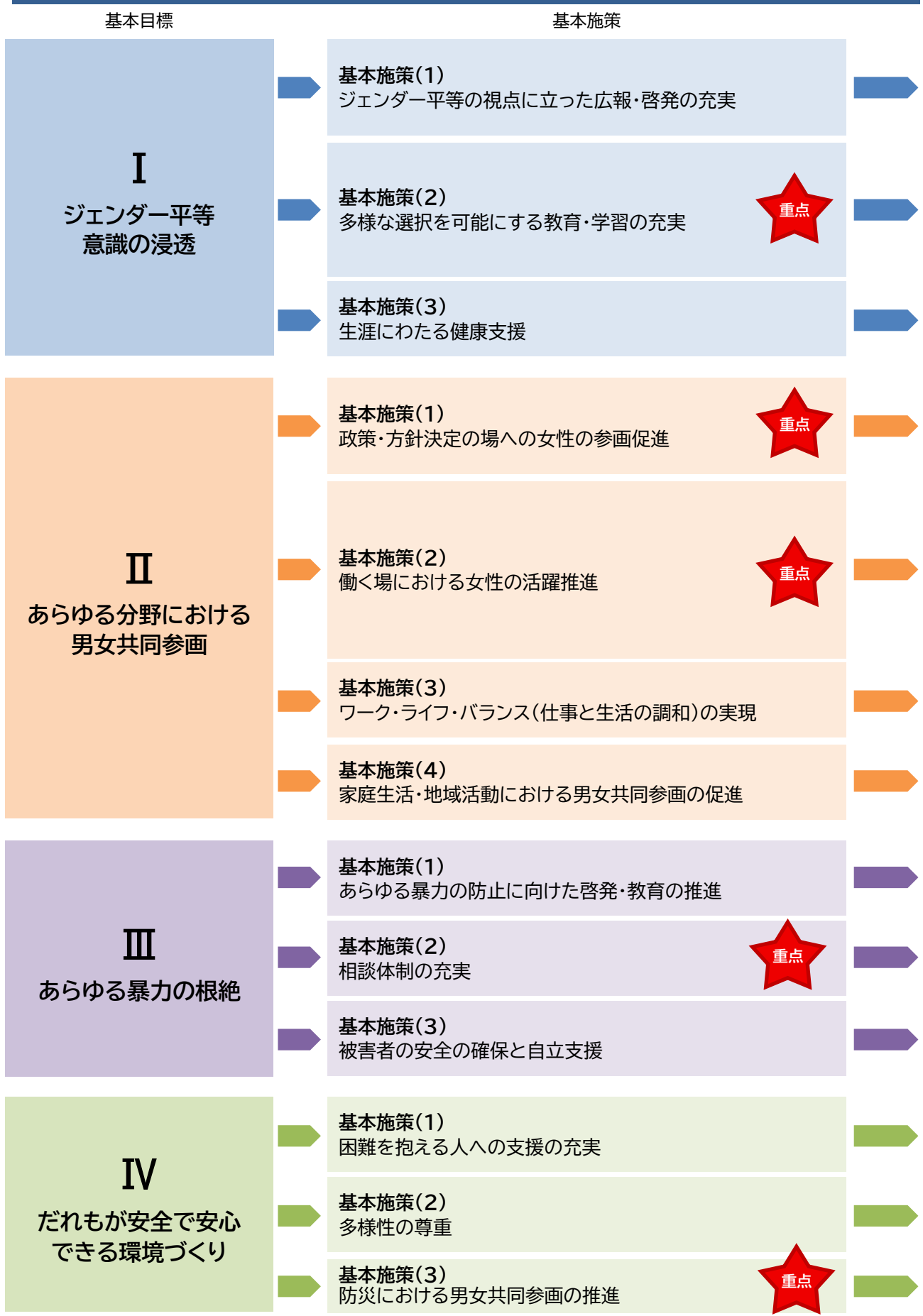
性別分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、地域での子育てやまちづくりなどの活動に、男女が共にいきいきと参画しています。

地域における方針の立案や決定過程に男女が共に参画し、多様な考え方を活かした防災活動や環境保全活動などの地域活動が行われています。



4. 施策の体系

重点課題  重点





施策・事業

▶	<ul style="list-style-type: none"> ①多様な媒体を活用した情報の発信 ②フォーラムや講演会、講座等を通じた意識啓発 ③男女共同参画に関する調査研究の実施・情報収集・発信 ④行政刊行物における表現への配慮
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭・地域におけるジェンダー平等意識の浸透 ②就学前におけるジェンダー平等保育・教育の推進 ③学校におけるジェンダー平等教育の充実 ④性別にとらわれないキャリア教育の推進 ⑤教職員に向けた研修の充実 ⑥メディア情報リテラシー向上に向けた学習機会の提供
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発と浸透 ②若年層に対する性教育の推進 ③性差に配慮した健康課題への対応
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①審議会等への女性の積極的な登用 ②市職員における女性の職域拡大と管理職登用の推進 ③女性職員への能力開発の機会の積極的な提供 ④事業所や各種団体等における方針決定の場への女性の参画促進
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①雇用における均等な機会と待遇確保の推進 ②農林水産業・自営業等に従事する女性の労働条件・環境の整備 ③雇用・労働に関する相談体制の整備・充実 ④働く場における健康管理・支援の充実 ⑤女性のエンパワメントを促進する学習機会や情報提供の充実 ⑥女性の再就職支援事業の推進 ⑦職業意識の醸成、能力開発のための機会の充実 ⑧ハラスメント防止対策の強化
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①仕事と家庭生活の両立支援 ②事業所における両立支援対策の促進 ③多様な働き方を可能にする労働環境づくり
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①地域活動を担う人材の発掘・育成の充実 ②地域のさまざまな活動における男女共同参画の促進 ③男性の家庭生活への参画に向けた意識づくりと学習機会の提供
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①暴力を許さない社会意識の浸透 ②加害者にも被害者にもならないための教育の推進 ③若年層に対する啓発の推進
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①安心して相談できる体制づくり ②多様な相談方法の提供 ③外国人・高齢者・障がい者の被害者等への相談の充実
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①被害者の安全確保の体制づくり ②被害者支援のためのネットワークの構築 ③被害者の自立に向けた支援の充実
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭の生活の安定・自立に向けた支援 ②困難な問題を抱える女性への支援 ③複合的な困難な状況におかれた人への支援
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①性の多様性への理解促進 ②国際理解を深めるための機会づくり ③外国人が暮らしやすい環境整備
▶	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画の視点に立った防災・災害対策の推進 ②防災分野における女性の参画拡大

女性活躍推進計画

困難女性支援計画

DV防止基本計画

第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ ジェンダー平等意識の浸透

基本施策（1）ジェンダー平等の視点に立った広報・啓発の充実

現状と課題

「市民意識調査」から、社会における各分野の男女平等感の変化をみると、家庭生活や職場など個別の分野では男性優遇感（「男性が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）が前回調査と比べてやや低くなっているものの、社会全体でみたときの男性優遇感は約7割でほとんど変わっていません。また、男性に比べて女性の方が男性優遇感が強くなっています（15ページ参照）。家庭内での男女の役割に対する満足感では、女性は「満足していない」の回答が男性よりも20ポイント以上大きくなっています（17ページ参照）。こうした市民意識は、社会のさまざまな場面で、性別役割分担意識やジェンダー不平等な性別による固定観念が根強いことを表しています。

それらを解消するため、多様な媒体による広報や講演会等を実施し、男女共同参画に関する意識の浸透や理解の促進に取り組む必要があります。

①多様な媒体を活用した情報の発信

※2026（令和8）年4月時点の組織名を記載しています。（以降、同様）

No.	施策・事業	担当課
1	<ul style="list-style-type: none">●男女共同参画に関する情報が多様な世代に届くように、広報たかさごや市ホームページ、情報誌などさまざまな媒体を通じて効果的に発信します。●「男女共同参画週間」などのさまざまな機会をとらえて、広く市民に伝わるような啓発活動を推進します。	男女共同参画センター

②フォーラムや講演会、講座等を通じた意識啓発

No.	施策・事業	担当課
2	<ul style="list-style-type: none">●人権フェスティバルや校区人権講演会、学習会など男女共同参画や人権に関する学習機会を提供して市民意識の深化・定着を図ります。	人権推進課 男女共同参画センター
3	<ul style="list-style-type: none">●参加者アンケート等を活用して、より効果的な啓発につながるような講座企画と周知に努めます。●庁内関係課や県・関係機関と連携した男女共同参画の意識啓発講座を開催します。	男女共同参画センター



③男女共同参画に関する調査研究の実施・情報収集・発信

No.	施策・事業	担当課
4	●男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握するための調査研究を行い、施策への反映に努めます。	男女共同参画センター
5	●男女共同参画に関する法律や制度等について、広く市民にその内容を周知し、理解促進に努めます。 ●男女共同参画に関するパンフレットや書籍、資料等の収集を充実し、利用促進に努めます。	男女共同参画センター

④行政刊行物における表現への配慮

No.	施策・事業	担当課
6	●市が発行する刊行物や情報発信において、性別役割分担意識や性差別を助長することがないようにジェンダー平等の視点に立った表現に配慮します。	男女共同参画センター 広報観光課



基本施策（２）多様な選択を可能にする教育・学習の充実

重点

現状と課題

子どもたちは、幼少期から大人になるまでに周囲の人々からかけられる言葉やふるまい、さまざまなメディアなど自分を取り巻く環境のすべてから情報を受け取って、ものの見方や考え方、価値観を形成していきます。性別による固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、さまざまな媒体から受け取る情報や、集団の中で無意識のうちに身につけていくものですが、思い込みによる言動によって相手を不快にするなどの悪影響を及ぼすことがあります。また、固定観念によって自分自身の生き方を狭めてしまうこともあります。

性別にかかわらず子ども一人ひとりの個性を伸ばすためには、まずは周囲の大人が自分自身の固定観念や無意識の思い込みに気づくことが重要です。

幼少期から、固定的な性別イメージを払拭するジェンダー平等の視点に立った教育を推進するために、実践的なジェンダー平等教育の研修や、教職員自身が自らの性別にもとづく無意識の思い込みに気づくための学習機会を提供することが必要です。家庭教育や生涯学習活動においても、だれもが性別にかかわらず、自分らしく生きられるよう、ジェンダー平等の視点に立った学習機会の提供が重要となります。

また、私たちは日常的に多様なメディアから多くの情報を受け取っていますが、偏った情報や事実とは異なるニュース等によりジェンダー平等に反する価値観や概念を植え付けられる危険性があります。そのため、ジェンダー平等の視点に配慮したメディア情報リテラシーの向上に取り組む必要があります。

①家庭・地域におけるジェンダー平等意識の浸透

No.	施策・事業	担当課
7	●ジェンダー平等の視点に立った家庭教育を支援するため、子育て中の親などを対象とした講座など学習機会を提供します。	男女共同参画センター
8	●身近な場において、幅広い世代に向けたジェンダー平等の視点に立った学習機会の充実を図ります。	生涯学習課 教育センター
9	●育児中の親が参加しやすいよう、一時保育事業の拡大を図るとともに、一時保育を担う保育士等の確保・拡充に努めます。	男女共同参画センター

②就学前におけるジェンダー平等保育・教育の推進

No.	施策・事業	担当課
10	●子どもの発達段階に応じて、ジェンダー平等の視点に立った保育・教育を推進します。	幼児保育課



③学校におけるジェンダー平等教育の充実

No.	施策・事業	担当課
11	●子どもの発達段階に応じて、ジェンダー平等の視点に立った心と命を学ぶ教育を推進します。	学校教育課

④性別にとらわれないキャリア教育の推進

No.	施策・事業	担当課
12	●児童生徒が性別による固定的な職業・進学にこだわらず、将来の生き方を考え、生徒一人ひとりの個性・資質をもとに自己実現を図れるよう指導・支援を行います。	学校教育課

⑤教職員に向けた研修の充実

No.	施策・事業	担当課
13	●ジェンダー平等保育・教育の教材や指導計画の充実に向けた研修を実施します。 ●教職員の人権意識を向上させるための取組を推進します。	学校教育課

⑥メディア情報リテラシー向上に向けた学習機会の提供

No.	施策・事業	担当課
14	●人権尊重とジェンダー平等の視点に立ち、さまざまな情報を主体的に収集、判断し、適切に発信するためのメディア情報リテラシー向上の機会を広く市民に提供します。	人権推進課 男女共同参画センター
15	●教員に向けたICT活用やメディア情報リテラシー教育の指導力向上に向けた取組を進めます。 ●児童生徒の情報モラルやリテラシー向上を図るための教育を充実します。	学校教育課



基本施策（3）生涯にわたる健康支援

現状と課題

日本では、平均寿命の延伸に伴い社会全体の年齢構成が変化し、個人の結婚・出産年齢の上昇傾向、職業観・家族観の変化によるライフコースの多様化がみられます。性別にかかわらず、だれもが持続的にいきいきと活躍できる社会をめざすためには、健康であることが大きな要素であることから、生涯にわたる健康の維持と、ライフステージに応じた健康課題と上手に付き合っていくことが重要な課題となります。

婦人科系疾患など女性特有の健康課題は、主に30～40歳代を中心とする働く世代に多くみられ、妊娠・出産期は女性の健康にとっての大きな節目です。男性特有の前立腺肥大などは50歳代以降に急増するなど、男女の違いを考慮した健康支援が求められています。

女性だけでなく、男性においても、加齢やストレス、男性ホルモンの減少により更年期障害の症状が起こることは、十分に認知されていない状況です。また、うつや不安障害などこころの健康問題を抱える割合は女性の方が高い一方で、自殺者数は男性が女性の2倍という多さとなっており、その自殺動機としては、仕事や経済的な問題が多く、年齢では中高年層が多くなっています。仕事のプレッシャーや家族を養う責任感が過度になりやすく、悩みを抱えたときに周りに助けを求められず、一人で抱え込んでしまう傾向が、男性の自殺の多さにつながっているとされています。

予期せぬ妊娠や性感染症の予防、不妊治療、産後うつなどとともに、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(SRHR)¹²（性と生殖に関する健康と権利）は、男女がともに自分自身の問題として考える必要があります。男女ともに、自分自身及びお互いの身体の特長・健康課題に関する正しい理解が求められています。

①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と浸透

No.	施策・事業	担当課
16	●性別にかかわらず、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解を浸透する取組を推進します。	男女共同参画センター

¹² セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(SRHR)：自分の体、性や生殖について、だれもが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められること、そのために必要な医療やケアを受けられることなど、年齢、性別、婚姻状態などにかかわらず個人の権利を守る概念です。



②若年層に対する性教育の推進

No.	施策・事業	担当課
17	●性に関する正しい知識の浸透や予期せぬ妊娠等の相談窓口の周知に取り組みます。 ●「性的同意」についての理解と啓発を推進します。	こどもまどぐち課 男女共同参画センター
18	●小中学生を対象に、発達段階に合わせた性教育、性に関する学習を実施します。	学校教育課

③性差に配慮した健康課題への対応

No.	施策・事業	担当課
19	●母子保健サービスや相談体制の充実とともに、妊娠・出産・育児についての男性への理解促進を図ります。	こどもまどぐち課
20	●ライフステージや性差に応じた健康課題に対する保健事業や相談の実施と情報提供に努めます。	健康増進室



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画

基本施策（１）政策・方針決定の場への女性の参画促進



現状と課題

本市における審議会委員の女性割合は、全国市町村平均、県内市町平均と比べて約5ポイント低い状況で、第3次プランで設定した目標値の25%は超えたものの26.2%（令和7年4月1日現在）にとどまっています（13ページ参照）。審議会委員は、市民を代表する委員として地域の各種団体から選出されることが多いですが、本市における自治会会長の女性割合は1割未満となっています。地域活動団体における役員への女性登用を働きかけるとともに、各所管課から団体に対して役職にかかわらず女性の委員候補者の推薦を依頼したり、庁内横断的に女性委員候補者の情報を収集・共有したりするなどの取組が必要です。

本市では「高砂市職員のワークライフバランスと女性活躍推進プログラム」を策定し、職員の仕事と生活の調和の推進と女性の活躍推進に取り組んでいます。近年の職員採用においては、女性が6割を超えており、消防職や土木職での採用も行っています。しかし、女性の管理職割合が3割に達していない背景には、現在管理職になる年代の女性職員の採用数が少なかったことのほか、会議や議会对応による超過勤務時間が女性の管理職登用への壁となっているため是正が必要です（13ページ参照）。

男女が対等に方針決定に参画して地域活動が展開されるよう、地域団体等に対して積極的な働きかけを行う必要があります。また、職員の意欲と能力を把握し、その能力が十分に発揮されるような適材適所の人事配置により、女性職員の職域拡大と幅広い職務につながる取組が必要です。

① 審議会等への女性の積極的な登用

No.	施策・事業	担当課
21	●審議会等における女性委員の登用率 30%をめざして、関係各課において実効的な取組を推進します。	企画課

② 市職員における女性の職域拡大と管理職登用の推進

No.	施策・事業	担当課
22	●女性の少ない職域への積極的な採用と配置を進めます。 ●性別にかかわらず、計画的な人材育成を推進します。 ●性別にかかわらず、業務分担し、経験を積める職場環境をつくり ます。	人事課



③女性職員への能力開発の機会の積極的な提供

No.	施策・事業	担当課
23	●国や県が開催する研修などを活用し、女性職員の参加勧奨など、男女を問わず能力開発の機会を積極的に提供します。	人事課

④事業所や各種団体等における方針決定の場への女性の参画促進

No.	施策・事業	担当課
24	●市内事業所に対して、女性の活用と登用に向けた啓発を進めます。 ●市内事業所に対して、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の働きかけや支援を行います。	商工労働課
25	●農林水産業や商工業等の自営業に携わる女性に向けて、家族経営協定や商工会議所活動の情報発信を行い、経営等の方針決定の場への参画を促進します。	農林水産課 商工労働課
26	●自治会等地域団体における役職への女性の登用を促進します。	地域振興課



基本施策（２）働く場における女性の活躍推進



現状と課題

日本の経済成長に女性の労働力が不可欠であるとして、国では「女性活躍推進法」の制定や「育児介護休業法」の改正など、女性の職業生活と子育て支援の政策を進めています。また、政府は、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、「女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）」を毎年公表しています。

近年、全国的な傾向と同様、本市においても30歳代女性の労働力率は大きく上昇して働く女性は増加しています（14ページ参照）。しかしながら、男性に比べて女性は非正規雇用が多く、賃金格差があるという状況に大きな変化がみられません（14ページ参照）。男性の長時間労働や家事・育児等への参画意識の低さなどにより、家事・育児等の負担が女性に偏っていることは、女性の働き方に影響しており、出産後に正社員からパートタイムに雇用形態を変える女性が多い実態があります。

職場においては、「リーダーは男性の方が向いている」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や、女性職員の育成や登用が男性に比べて少ない傾向があります。

事業所調査では、管理職になりたがらない女性が多いことが挙げられています。その背景には、仕事と家庭の両立の難しさ、男性に比べてリーダーシップを発揮する業務経験が少ない、女性管理職のロールモデルが少ないことなどが考えられます。女性の活躍を推進するには、事業主だけでなく働く女性への働きかけや活躍できる環境づくりなど、さまざまな方面での取組を進める必要があります。

市内事業所や関係機関と連携し、性別等にかかわらず能力を発揮できる職場環境の改善に取り組むことが求められています。

①雇用における均等な機会と待遇確保の推進

No.	施策・事業	担当課
27	●市内事業所に対して、働く場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、労働に関する法改正情報や制度の周知徹底を図ります。	商工労働課
28	●事業主を対象に、非正規雇用労働者（パートタイム労働者や有期雇用労働者、派遣労働者）の適正な労働条件・環境の改善・整備に向けた啓発を行います。	商工労働課



②雇用・労働に関する相談体制の整備・充実

No.	施策・事業	担当課
29	●国や県等の労働相談窓口の情報発信と雇用・労働に関する専門的な相談・支援を必要とする人に対し、必要なサービスが提供できる場の整備を進めます。	男女共同参画センター 商工労働課

③働く場における健康管理・支援の充実

No.	施策・事業	担当課
30	●働く全ての人の健康を保持するため、市内の中小企業従業者を対象とした健康診断を実施するとともに、健康診断に対する助成を行います。	商工労働課
31	●働く女性が安心して子どもを産むことができる環境整備のために母性健康管理指導事項連絡カードの周知・啓発を進めます。	こどもまどぐち課
32	●働く場における母性保護や健康に関する相談窓口の周知を図ります。	こどもまどぐち課
33	●事業主に対して、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いを行わないよう周知・啓発を進め、妊娠・出産する女性の就業機会の確保に努めます。	商工労働課

④女性のエンパワメントを促進する学習機会や情報提供の充実

No.	施策・事業	担当課
34	●再就職や起業を希望する女性に向けた相談会の実施や起業に関する情報発信を行います。	男女共同参画センター
35	●女性が自分らしい生き方を選びとる力を身につけるための学習機会や情報提供を行います。	男女共同参画センター 生涯学習課
36	●ハローワーク加古川（マザーズコーナー）や高砂商工会議所と連携を図りながら、女性の就労支援に向けた取組を推進します。	男女共同参画センター

⑤女性の再就職支援事業の推進

No.	施策・事業	担当課
37	●ハローワーク加古川（マザーズコーナー）と連携し、出産や育児、介護などで就業を中断し、再び就職や起業、在宅ワークなどにチャレンジしたいと考えている女性への支援を行います。	男女共同参画センター

⑥職業意識の醸成、能力開発のための機会の充実

No.	施策・事業	担当課
38	●兵庫労働局との連携による雇用対策協定事業計画に基づき、職業紹介・雇用保険・雇用対策等の一体的な取組を推進します。	商工労働課
39	●各関係機関の職業能力開発と技術向上・資格取得の情報提供を行います。	男女共同参画センター
40	●ひとり親家庭の父母を対象に、就職に有利な技能や資格等を取得するための支援制度やハローワークの職業訓練の情報提供を行います。	子育て支援課

⑦ハラスメント防止対策の強化

No.	施策・事業	担当課
41	●あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発及び取組を進めます。	男女共同参画センター 商工労働課





基本施策（3）ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

現状と課題

重点

「市民意識調査」では、「仕事」と「プライベート・家庭生活」のバランスについて、男女ともに理想では双方を両立したい人が多い一方で、現状では理想に比べて両立できている人は少なくなっており、理想と現状にギャップがみられます。

女性は家庭生活の負担が大きい一方で、男性は長時間労働のため家庭生活に時間を向けられない、育児休業を取りたくても職場に取りにくい雰囲気があるなど、男女双方のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が阻害されている実態があります。

また、高齢化の進展により、働きながら介護を行う男女は増えており、仕事と介護の両立も大きな課題となっています。さらに晩婚化、晩産化に伴い、子の育児と親の介護を同時期に行わなければならない「ダブルケア¹³」の問題も顕在化しているなど、育児・介護等と仕事との両立は、男女共通の問題となっています。地域における子育て支援や介護サービスの基盤整備とともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する働き方改革や柔軟な勤務形態による両立支援対策等の働きかけなど、だれもが仕事と生活の調和を実現できる社会環境の整備が求められています。

①仕事と家庭生活の両立支援

No.	施策・事業	担当課
42	●市民や市内事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発を進めます。	男女共同参画センター 商工労働課
43	●仕事と育児の両立に向けた子育て支援サービスの情報発信と利用促進を行います。	男女共同参画センター

②事業所における両立支援対策の促進

No.	施策・事業	担当課
44	●市内事業所に対して育児・介護休業法改正情報を周知し、両立支援にかかる助成金活用を促進します。	商工労働課

¹³ ダブルケア：子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のことをさします。

③多様な働き方を可能にする労働環境づくり

No.	施策・事業	担当課
45	●市内事業所に向けて、働き方改革や短時間勤務制度、フレックスタイム制度など柔軟な働き方が選択できる制度の普及・啓発を進めます。	商工労働課
46	●市がワーク・ライフ・バランスを実現する事業体のモデルとなるよう、育児・介護休業制度の積極的な取得や労働時間の短縮に向けた取組を進めます。	人事課
47	●フリーランス保護法などの情報提供を進めるとともに、苦情相談窓口などの周知を図ります。	商工労働課
48	●国や県、商工会議所などの関連機関からの創業支援に関する情報提供を行います。	商工労働課





基本施策（４）家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進

現状と課題

市民の暮らしに最も身近な地域活動においては、多様な市民が意見を出し合ってまちづくりを進めていくことが、だれにとっても暮らしやすい地域社会につながります。しかしながら、本市では、地域団体における役員等への女性の参画が十分であるとはいえません。「市民意識調査」では、地域活動において女性が役職につくことが少ない理由として、役職につくのは男性という固定観念があることや、女性自身が役職につくことに消極的であることが上位にあげられています。

自分たちが暮らしやすいまちをつくるためには、だれもが対等な立場で責任を分かち合い成果を享受するのが原則です。お互いの立場を経験することで、その立場に伴う苦勞が理解でき、お互いに協力する意識も高まります。性別にかかわらず、家庭や地域をともに担っていく協働意識の向上が求められます。

自治会活動やPTA、青少年健全育成活動、ボランティアや地域福祉、文化・スポーツ活動などの多様な地域活動が活性化し、男女共同参画の視点で活動が行われることが、地域に根差した男女共同参画社会の実現につながることを期待されます。

また、男性が家庭における活動に積極的に参画できるよう、家事・育児・介護などに関わる実践的な活動機会の提供や、男性が地域で活躍し、仲間づくりを行う環境整備も必要です。

■ 地域団体役職者の女性割合の推移（高砂市）

団体名			令和2 年度 (2020)	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)	令和5 年度 (2023)	令和6 年度 (2024)
農業委員会	委員数	全体	14人	12人	12人	14人	14人
		うち女性	1人	1人	1人	3人	3人
		女性比率	7.1%	8.3%	8.3%	21.4%	21.4%
自治会	代表者数	全体	126人	129人	130人	130人	130人
		うち女性	3人	4人	4人	5人	8人
		女性比率	2.4%	3.1%	3.1%	3.8%	6.2%
子ども会	代表者数	全体	49人	46人	44人	36人	33人
		うち女性	17人	14人	16人	11人	14人
		女性比率	34.7%	30.4%	36.4%	30.6%	42.4%
PTA	代表者数	全体	24人	24人	24人	24人	24人
		うち女性	13人	12人	12人	11人	14人
		女性比率	54.2%	50%	50%	45.8%	58.3%
老人クラブ	代表者数	全体	63人	62人	62人	56人	54人
		うち女性	5人	7人	9人	14人	14人
		女性比率	7.9%	11.3%	14.5%	25%	25.9%

資料：高砂市

自治会の代表者数は、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

①地域活動を担う人材の発掘・育成の充実

No.	施策・事業	担当課
49	●県の男女共同参画アドバイザー養成講座等への参加を促進し、女性のリーダー人材養成を推進します。	男女共同参画センター

②地域のさまざまな活動における男女共同参画の促進

No.	施策・事業	担当課
50	●ボランティア活動や地域活動などに、性別にかかわらず、多様な年齢層が参画できる環境づくりを進めます。	地域振興課
51	●男女共同参画の視点に立ち、身近な環境問題への取組、地域おこしや観光分野における活動、文化の伝承などの推進を図ります。	環境政策課 環境対策課 広報観光課 文化振興課
52	●社会福祉協議会等と連携し、だれもが性別にかかわらず地域における福祉活動に参画できるよう促進します。	地域福祉課

③男性の家庭生活への参画に向けた意識づくりと学習機会の提供

No.	施策・事業	担当課
53	●男性の生活的自立を促進し、性別による固定的な役割分担意識の解消と男性が家庭生活に関する技術を習得できる学習機会を提供します。	生涯学習課 教育センター
54	●男女がともに育児を担うという意識づくりと父親が育児の知識や技術を身につけられる機会を提供します。	子育て支援課
55	●社会福祉協議会と連携し、男女がともに介護を担うことへの意識啓発と介護に関するボランティア講座等の充実を図ります。	地域福祉課





基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶

基本施策（1）あらゆる暴力の防止に向けた啓発・教育の推進

現状と課題

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVは経済力の格差などの社会的・構造的問題を背景としているとともに、被害者の多くが女性であり、そうした行為は個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

また、DVは潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。

最近では、インターネットやSNSの普及により低年齢化する性被害や、若い世代に起こりやすいデートDV等の暴力行為等を未然に防止するために、だれもが被害者にも加害者にもならないような予防教育に取り組む必要があります。

また、本市では2025（令和7）年10月に「高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例」を制定し、職員等が互いの人権を尊重し合い、良好な職場環境を確保するため、ハラスメントの防止等への措置やその被害者への配慮や問題への適切な対応などに努めています。

①暴力を許さない社会意識の浸透

No.	施策・事業	担当課
56	●DVや児童、高齢者、障がい者に対する虐待、ハラスメントなどの早期発見・早期対応に向け、市民に対し、通告義務や相談窓口の周知徹底を図り、あらゆる暴力被害の潜在化の防止に努めます。	男女共同参画センター こどもまどぐち課 地域福祉課 障がい福祉課

②加害者にも被害者にもならないための教育の推進

No.	施策・事業	担当課
57	●市職員を対象にあらゆる暴力の防止に向けたハラスメント研修を実施します。	人事課
58	●さまざまな媒体や講演会などのあらゆる機会を活用して暴力防止の啓発を行います。	男女共同参画センター
59	●民生・児童委員、校区人権教育推進委員等地域における活動者への研修などを通じて、DVに対する理解の浸透と支援のあり方を周知します。	地域福祉課 人権推進課

③若年層に対する啓発の推進

No.	施策・事業	担当課
60	●学校教育を通じて、デートDVの防止に関する学習を実施します。	男女共同参画センター 学校教育課

基本施策（2）相談体制の充実



現状と課題

本市の女性のための相談室には、年間400～500件の相談が寄せられています。相談内容で最も多いのは「夫婦関係」となっており、DV相談件数は年間10件程度寄せられています。

「市民意識調査」の結果では、DVにあたる行為を受けたときに、どこ（だれ）にも相談しなかったという人は39.0%に上ります。

虐待やDV、性暴力の被害者は、自分にも落ち度があったと考えたり、二次被害¹⁴を恐れたりして、相談につながらないことがあります。「あらゆる暴力を絶対に許さない」というメッセージとともに暴力に対して正しい知識の普及と相談窓口の周知に努める必要があります。また、虐待やDV、性暴力の被害者は、暴力の影響で自己肯定感や自尊感情が低下するなど、人間関係や仕事のうえで困難を抱えることが多いという実態があります。その影響が長期間に及び継続的なカウンセリングなどのこころのケアが必要となる場合もあることを念頭においた相談支援も必要です。男性の性被害問題が顕在化する中で、こうした影響は男性が被害者の場合も同様であるため、男性が相談しやすい相談体制も求められています。

■ 女性のための相談室（高砂市）

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
相談内容分類	学習・情報	5件	0件	0件	1件	1件
	生き方	6件	8件	2件	5件	18件
	暮らし	55件	20件	9件	9件	31件
	夫婦関係	146件	150件	123件	139件	141件
	家族関係	105件	162件	108件	70件	82件
	対人関係	57件	59件	64件	47件	65件
	性・性被害	0件	0件	0件	1件	3件
	からだ	4件	56件	34件	20件	6件
	こころ	34件	48件	48件	14件	23件
	労働	11件	27件	5件	8件	29件
	法律	23件	18件	13件	28件	39件
	その他	116件	87件	79件	98件	124件
計		562件	635件	485件	440件	562件

資料：高砂市「男女共同参画センター事業報告書」

¹⁴ 二次被害：直接受けた被害とは別に、周囲の無理解や心ない言動により再び傷つけられることを指します。



①安心して相談できる体制づくり

No.	施策・事業	担当課
61	<ul style="list-style-type: none"> ●「DV被害者対応マニュアル」に基づき、安心して相談できる体制づくりを進めます。 ●すべての分野の相談窓口が支援のネットワークでつながって、市民の悩みや困りごとに対応し、各支援機関と連携して、問題解決に向けて取り組みます。 	男女共同参画センター 子育て支援課 地域福祉課 障がい福祉課 生活福祉課
62	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者など、DVやハラスメントを発見しやすい立場にある職員に対し、パンフレット等の配布や研修などのあらゆる機会を通じて、通報窓口や通報方法を周知します。 	学校教育課 こどもまどぐち課
63	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が相談しやすい窓口の情報提供を行います。 	男女共同参画センター

②多様な相談方法の提供

No.	施策・事業	担当課
64	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな広報媒体やDV防止カードの設置による情報発信により相談窓口の周知を図ります。 	男女共同参画センター
65	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員のDVやハラスメントに対する理解を深め、被害者へのさらなる被害（二次的被害）を防止します。 	男女共同参画センター 人事課

③外国人・高齢者・障がい者の被害者等への相談の充実

No.	施策・事業	担当課
66	<ul style="list-style-type: none"> ●DVに関する多言語パンフレット等を設置し、外国人に対する情報提供を行います。 ●国際交流協会の外国語通訳者を活用し、外国人被害者との適切な意思疎通を図ります。 	文化振興課 （国際交流協会）
67	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターと連携し、高齢者に対する適切な支援を図ります。 	地域福祉課
68	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者虐待防止センターとして当事者や家族に対する適切な支援を行います。 ●聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。 	障がい福祉課

基本施策（3）被害者の安全の確保と自立支援

現状と課題

被害者支援としては、相談対応のほか被害者の安全確保から生活の立て直しに向けた自立支援の取組まで切れ目ない支援が必要となります。

支援にあたっては、警察をはじめとする庁内外の関係部署と迅速かつ密接に連携するとともに、民間シェルター等の支援団体の情報収集を行い、支援に関するネットワークの強化に努めて、当事者の意向に沿った適切な支援に結びつけます。また、被害者の早期発見・早期解決に向けた取組とともに、被害者等の個人情報管理を徹底します。

また、子どもを同伴している場合は、子どもへの精神的なケアや学習支援など学校・園との連携を含めた包括的なサポートも必要となります。

①被害者の安全確保の体制づくり

No.	施策・事業	担当課
69	●被害者や家族の安全を確保するため、必要に応じて、警察や医療機関、その他関係機関との連携を図り、一時保護や施設入所などの支援を行います。	子育て支援課 地域福祉課 障がい福祉課 男女共同参画センター 生活福祉課
70	●被害者保護のために住民基本台帳の閲覧制限が円滑にできるよう担当職員の支援措置制度に関する理解を深めます。	市民窓口課
71	●被害者に関する情報取扱マニュアルを整備し、住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署における情報管理を徹底します。	市民窓口課 子育て支援課 国保年金課 介護保険課
72	●学校・園において、被害者及び同伴する子の情報管理を徹底します。	幼児保育課 学校教育課

②被害者支援のためのネットワークの構築

No.	施策・事業	担当課
73	●関係機関とのDV防止ネットワークを構築し、連携を強化します。 ●東播磨地域DV防止ネットワーク会議において、市域を超えた関係機関との連携を強化します。	子育て支援課 男女共同参画センター
74	●要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、通報体制の周知、被害者の早期発見、保護に努めます。	こどもまどぐち課



③被害者の自立に向けた支援の充実

No.	施策・事業	担当課
75	<ul style="list-style-type: none">●生活保護の適用、ひとり親家庭等自立支援制度の活用、就労支援、各種福祉制度の利用に関する情報提供等、被害者の就労や経済に関する支援を行います。●母子生活支援施設への入所措置や県営住宅の優先入居に関する情報提供など、住宅確保に関する支援を行います。	子育て支援課 地域福祉課 生活福祉課 男女共同参画センター
76	<ul style="list-style-type: none">●継続的に支援が必要な人への伴走型支援を行い、複雑・複合化した課題を抱える場合は、重層的支援体制整備事業による関係部署と連携した支援を行います。	男女共同参画センター

④被害者の心身のケアの充実

No.	施策・事業	担当課
77	<ul style="list-style-type: none">●心身のケアが必要な被害者に対して、保健・医療機関との連携により、継続的な支援を行います。	男女共同参画センター 子育て支援課
78	<ul style="list-style-type: none">●スクールカウンセラー等により、DV被害家庭における子どもの心理的なケアに対応します。	学校教育課



基本目標Ⅳ だれもが安全で安心できる環境づくり

基本施策（１） 困難を抱える人への支援の充実

現状と課題

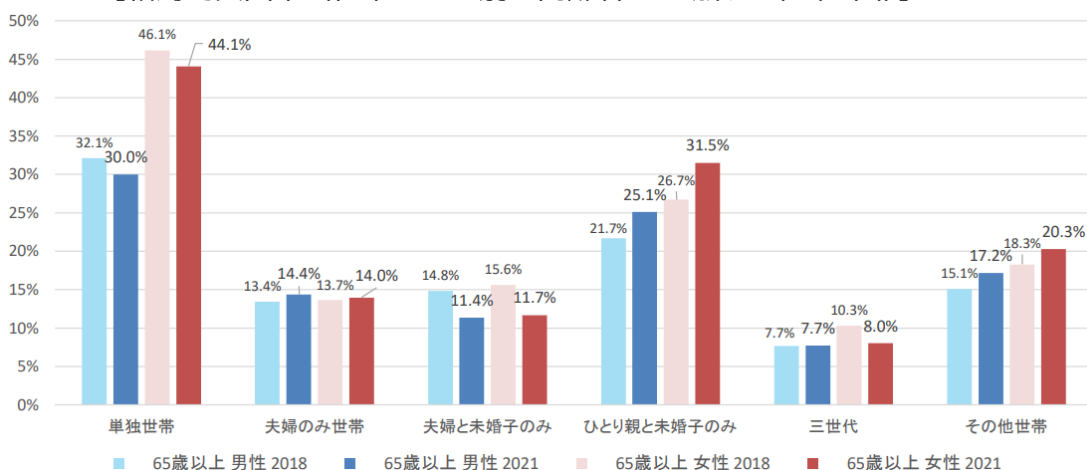
2020（令和2）年から始まったコロナ禍では、男性に比べて女性は非正規雇用が多いことから経済的に困窮する女性が顕著に増加したことや、外出自粛の影響によりDVの相談件数が急増するなど、女性がおかれている社会状況の課題が浮き彫りになりました。このように、女性が生活困窮や虐待、DV、性暴力・性犯罪被害、家族関係の破綻などのさまざまな問題に直面することが多いことを踏まえ、2024（令和6）年に「困難女性支援法」が施行されました。本法は、生活上の困難な問題を抱える女性（そのおそれもある女性も含む）に対して、女性の人権尊重と当事者中心の視点に立ち、一人ひとりのニーズに応じて、本人に寄り添い、切れ目なく包括的な支援を行うことを基本姿勢としています。

女性は、出産や家事・育児等との両立の困難さなどから、男性に比べて非正規で働く割合が高く、男性との賃金格差は依然として大きいことなどから、貧困等の生活上の困難に陥りやすい傾向があります。父子世帯と比べて就労収入が約半分である母子世帯だけでなく、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や十分な年金収入が得られない高齢単身女性の貧困など、すべての年代の女性に貧困の問題が生じ得ます。

貧困問題だけでなく、障がいのある人や性的マイノリティ、外国にルーツがある人等は周囲の偏見や差別意識により、さらに複合的な困難を抱える場合があります。

さまざまな背景により困難な状況におかれている人の相談に対応し、複雑化・複合化した課題を多機関協働で解決するため、分野を超えた支援のネットワークを構築し、当事者を中心に“支援の輪”でつながる体制づくりが必要です。

【相対的貧困率（世帯タイプ別：高齢者 65歳以上）（全国）】



資料：阿部彩（2024）「相対的貧困率の動向（2022調査 update）」JSPS 22H05098, <https://www.hinkonstat.jp/>より転載（厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」の個票を用いて推計）



①ひとり親家庭の生活の安定・自立に向けた支援

No.	施策・事業	担当課
79	●各種支援制度等についての情報提供と相談体制の充実を図るとともに、経済的・社会的自立促進のための支援を行います。	子育て支援課 幼児保育課

②困難な問題を抱える女性への支援

No.	施策・事業	担当課
80	●女性の人権の視点に立って、アウトリーチを含む早期的な対応や伴走型の支援を行い、多様で複雑化・複合化した生活課題を包括的に受け止められる相談支援体制を構築します。	男女共同参画センター

③複合的な困難な状況におかれた人への支援

No.	施策・事業	担当課
81	●複雑化・複合化した課題を解決するため、分野を横断して関係機関が連携し情報提供と相談体制の充実を図るとともに、経済的・社会的自立促進のための支援を行います。	地域福祉課 障がい福祉課 生活福祉課 子育て支援課 こどもまどぐち課 文化振興課 男女共同参画センター



基本施策（２）多様性の尊重

現状と課題

近年、LGBTQ+など性的マイノリティを表す言葉の認知は広がっているものの、性的マイノリティとされる人たちは、周囲の無理解や偏見等により差別的な言動に苦しみや生きづらさを感じている現状にあります。

2023（令和5）年には「LGBT理解増進法」が施行されました。本市では2023（令和5）年3月に「高砂市『多様な性』に関する取組方針」を策定し、2024（令和6）年4月には「高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入するなど、社会における多様な性への理解促進を図るための取組を進めています。また、地域、学校・園、事業所等に向けた講演会やセミナー等を通じた啓発事業を引き続き実施し、一人ひとりが生き方や価値観を認め、すべての人が安心して暮らすことができるまちづくりをめざします。

セクシュアリティ¹⁵は複数の要素で構成され、それらの組み合わせは多様です。男女のどちらかに分けられなかったり、その時々で変化したりすることもあります。性の多様性に対する理解の浸透に努め、性的マイノリティの人が抱える生活上の困りごとへの対応に配慮することが必要です。

本市における外国人住民は、2024（令和6）年3月末現在1,374人で、増加傾向にあります。国籍ではベトナム人の増加が顕著で、直近6年間で約3倍となっています。製造業の多い本市では技能実習生や特定技能などの在留資格で来日する人が増加しています。

性別や国籍の他にも、年齢、障がいの有無、宗教、文化、生まれ育った背景など一人ひとりが違うという認識のもと、多様性を尊重し合う意識の醸成が必要です。

①性の多様性への理解促進

No.	施策・事業	担当課
82	●広報たかさごや市ホームページなどを活用した、性の多様性に関する理解と啓発活動を推進するとともに、学習機会を提供します。	人権推進課

¹⁵ セクシュアリティ：人の性のあり方全般を指す言葉です。身体（からだ）の性のほかに、性自認（こころの性）、性的指向（好きになる性）、性表現（自分の性をどう表現するか）など複数の要素で構成され、その組み合わせは多様です。



②国際理解を深めるための機会づくり

No.	施策・事業	担当課
83	●在日外国人交流事業や国際文化交流会、外国語教室などの事業を通じて、異なる文化や生活習慣などに対する理解や認識を深める機会づくりを進めます。	文化振興課 (国際交流協会)

③外国人が暮らしやすい環境整備

No.	施策・事業	担当課
84	●多言語による行政情報の発信を推進します。 ●在住外国人のための相談窓口を通じて、外国人が安心して安全に暮らせるように、生活上の諸問題に対する支援に努めます。	文化振興課 (国際交流協会)



基本施策（3）防災における男女共同参画の推進



現状と課題

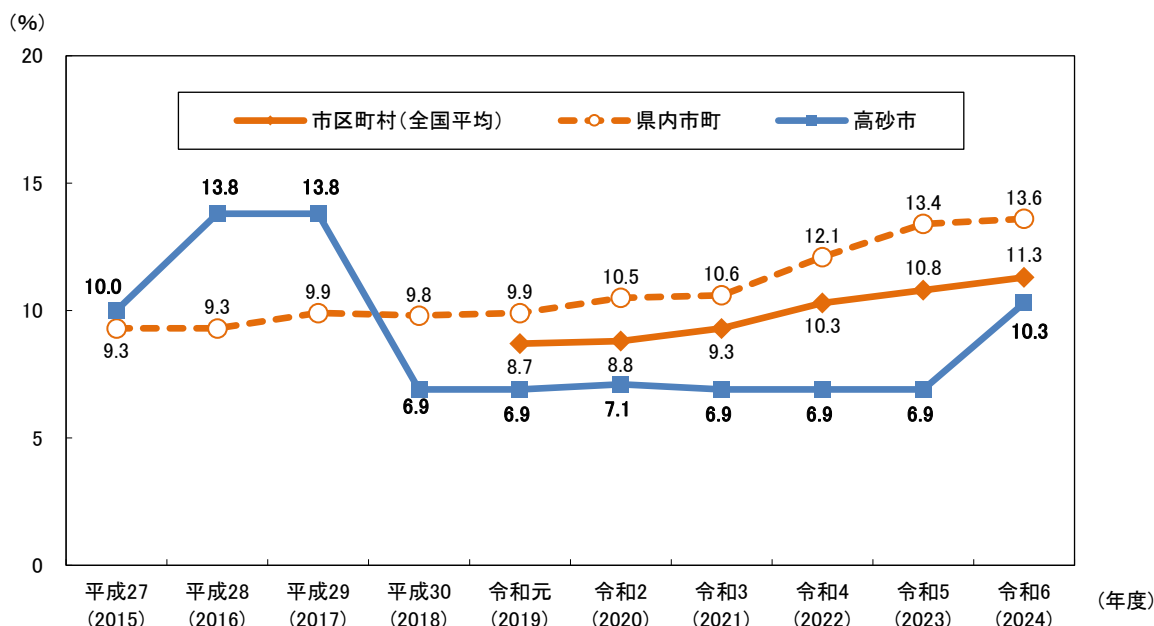
近年、大規模災害の頻発により、防災・災害対策への関心が高まっていますが、自然災害による被害は、地震や風水害等の自然要因に加えて、それを受け止める社会のあり方等の社会要因により、その被害の内容や大きさが左右されると言われています。大規模災害の発生により、すべての人の生活が脅かされますが、とりわけ女性や子どものほか、社会的弱者と考えられる人がより大きな影響を受けることへの配慮が必要です。

過去の災害においては、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所における女性のニーズが考慮されにくいといった課題や、DV・性暴力被害の発生などが報告されています。

本市では、女性職員を中心とした防災対策検討ワーキンググループを設置して、避難所運営マニュアルや備蓄計画の見直しに女性の視点を取り入れる体制を整備するとともに、男女共同参画の視点に立った防災講座などを開催して、市民意識の醸成に努めています。

女性が男性とともに意思決定に参画するとともに、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、男女ともに主体的な担い手であることを認識して、男女のニーズの違い等に配慮した取組が必要です。

■ 防災会議における女性委員割合（高砂市、兵庫県、全国）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」



①男女共同参画の視点に立った防災・災害対策の推進

No.	施策・事業	担当課
85	●避難所運営における女性の参画促進により男女の性差によるニーズの違い等、男女それぞれの視点に配慮した避難所の運営管理に努めます。	危機管理室
86	●男女共同参画の視点に立った防災講座の開催等を通じて、市民意識の向上に努めます。	男女共同参画センター

②防災分野における女性の参画拡大

No.	施策・事業	担当課
87	●地域防災計画に基づき、防災に関する施策・方針決定過程への女性の参画を推進し、災害対応力の強化を図ります。	危機管理室
88	●消防の仕事の魅力と女性が活躍できる職場であることを広くPRし、女性消防吏員の採用の推進を図ります。 ●女性消防団員の加入促進を図り、地域防災力の強化に努めます。	人事課 消防総務課



第5章 計画の推進

1 庁内の推進体制

男女共同参画政策は、人権、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など、行政のあらゆる領域にわたるため、その推進にあたっては全庁的な取組が必要となります。

計画を周知し、関係各課で取り組んでいる事業の進捗状況等について調査、公表し、計画の適切な進行管理に努めるとともに、行政職員で構成するたかさご男女共同参画プラン推進委員会やたかさご男女共同参画プラン推進作業部会により、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう推進します。

また、第5次高砂市総合計画に基づき、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の考え方を取り入れ、本市の男女共同参画の推進を図ります。

2 関係機関等との連携

本プランを総合的に推進するためには、男女共同参画に関する現状の把握と、近隣市町や県、国、世界の動向に関する情報の収集及び提供を充実させるなど、広い視野を持って取り組む必要があります。

国や県及び男女共同参画関係機関等との連携や協力、情報共有を図り、効果的な計画の推進に努めるとともに、社会経済状況の変化や、国の法改正や国、県の制度改正の動向を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを図ります。

3 市民との協働体制

男女共同参画社会の形成は基本的人権の尊重に関わる問題であり、社会全体の課題であることから、行政のみで実現できるものではありません。市民と行政との協働による計画の推進が必要です。

市民や事業者、地域団体、行政等が一体となって取り組むことができるよう、地域団体や事業所等との連携を図り、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援に努めるとともに、市民・事業者・地域団体等の主体的な取組を推進します。



4 活動拠点の充実・強化

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として男女共同参画センターを設置し、この拠点を中心として、情報誌の発行や関連図書のご案内などによる啓発活動や、各種相談の対応、講座の開催などを行っています。

令和7（2025）年6月に独立行政法人男女共同参画機構が設立され、これまでの独立行政法人国立女性教育会館は、「ナショナルセンター」として法的に位置づけられました。そして、全国各地の男女共同参画センターをバックアップする「センターオブセンターズ」としての役割を果たしていくことになりました。こうした動向に伴い、本市の男女共同参画センターについても機能強化をめざしていきます。

今後も、これを中心として、男女共同参画の推進に向けて、市ホームページや広報紙、その他各種情報誌などを活用して、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、市民及び事業者の理解を深め、主体的な取組を支援します。



5 施策の進捗を評価する指標の設定

本プランでは、以下の評価指標に基づき、施策の進捗状況を把握します。

評価指標	第3次計画		現状値 (2024年)	第4次プラン 目標値
	基準値	目標値		
基本目標Ⅰ ジェンダー平等意識の浸透				
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」と答えた人の割合 重点課題 (市民意識調査より)	-	-	73.5%	80%以上
小中学校の教頭以上に占める女性の割合 重点課題	-	-	25.0%	30%以上
「高砂市男女共同参画センター」について、「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (市民意識調査より)	5.9%	20%以上	4.8%	20%以上
家庭での役割に満足している人の割合 重点課題 (市民意識調査より)	61.4%	80%以上	62.8%	80%以上
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画				
審議会等への女性委員の登用率 重点課題	21.7%	25%以上	26.2% (2025年)	30%以上
市における女性管理職の割合 重点課題	27.1%	30%以上	23.7% (2025年)	30%以上
自治会長・町内会長に占める女性の割合 重点課題	3.2%	10%以上	6.6% (2025年)	10%以上
現在の社会で女性が働きやすいと感じる人の割合 (市民意識調査より)	50.3%	60%以上	56.0%	60%以上
厚生労働省女性の活躍推進企業データベース登録企業	-	-	32社 (2025年)	35社
ハラスメント対策に取り組む事業所の割合 重点課題 (事業所調査より)	-	-	77.4%	85%
基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶				
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合 (市民意識調査より) 重点課題	50.0%	70%以上	55.8%	70%以上
「デートDV」について、「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (市民意識調査より)	25.8%	50%以上	23.2%	50%以上
多機関協働で複雑化・複合化した課題を解決するための「重層的相談支援連絡会議等」の開催総数	-	-	-	15回
基本目標Ⅳ だれもが安全で安心できる環境づくり				
「高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を「知っている」人の割合(「人権」に関する市民意識調査より)	-	-	13.8%	30%以上
防災会議に占める女性委員の割合 重点課題	6.9%	20%以上	25.0% (2025年)	30%以上

資料編

1 たかさご男女共同参画プラン推進懇話会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、たかさご男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の推進及び高砂市の女性の活躍推進について広く意見を求めるため、たかさご男女共同参画プラン推進懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の諸問題に関すること。
- (2) 女性の活躍の推進及び支援に関すること。
- (3) プランの進捗状況に関すること。
- (4) プランの改訂及び策定に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織等)

第3条 懇話会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者
- (3) 市民代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 懇話会に座長を置き、座長は委員の互選によるものとし、副座長は座長が指名する。

4 座長は、懇話会を総理する。

5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ座長が招集する。

2 座長は、懇話会の議長となり議事を整理する。

(関係者の出席)

第6条 懇話会が必要と認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報償金)

第7条 委員の報償金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支払うことができる。この場合において、委員が行政職員である場合は、当該委員が学識経験者として選任されない限り、報償金は支払わないものとする。

- (1) 学識経験者 1回当たり9,000円
- (2) 学識経験者以外 1回当たり5,000円

2 前項各号の額は、別に定めがある場合又は特段の理由があると市長が認めた場合は、金額を変更することができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、福祉部人権福祉室人権推進課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等について必要な事項は懇話会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 高砂市女性計画策定推進委員会設置要綱（平成10年7月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月4日から施行する。
- 2 平成14年度に委嘱した委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（たかさご女性活躍推進会議設置要綱の廃止）
- 2 たかさご女性活躍推進会議設置要綱（平成29年4月1日）は、廃止する。

2 たかさご男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿

(令和7年4月1日)

区 分	氏 名	所 属	役 職
学識経験者	吉原 恵子	兵庫大学生涯福祉学部	教授
	柏木 登起	NPO 法人シミズシーズ 一般財団法人明石コミュニティ創造協会	理事 常務理事兼 事務局長
行政関係者	山田 隆広	加古川公共職業安定所	所長
	岡本 浩子	米田西小学校校長	校長
市民代表者	山下 将輝	高砂青年会議所	監事
	細川 晃嗣	高砂市子ども会育成会連絡協議会	副会長
	藤田 清美	高砂市連合婦人会	理事
	菱田 好美	高砂商工会議所	
	初田 佳世	高砂市訪問看護師管理者の会	代表
	西牟田 和子	市民代表者（公募）	
	鷺森 啓	市民代表者（公募）	
	馬場 圭子	市民代表者（公募）	

【委嘱期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで】

3 たかさご男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 たかさご男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るため、たかさご男女共同参画プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プランに関する進捗管理と評価及び必要な事項の調査に関すること。
- (2) プランに関する関係部局の連絡調整に関すること。
- (3) 市職員のプランに関する意識や資質の向上に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、プランの策定及び見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定め、委員会を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員の互選により、その職務の代理をする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 会議に提案する事項について協議し、又は調整するため、委員会にたかさご男女共同参画プラン作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部人権福祉室人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(たかさご男女共同参画プラン推進会議設置要綱の廃止)
- 2 たかさご男女共同参画プラン推進会議設置要綱（平成12年5月1日）は、廃止する。
(たかさご男女共同参画プラン推進ワーキンググループ設置要綱の廃止)
- 3 たかさご男女共同参画プラン推進ワーキンググループ設置要綱（平成22年11月5日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

4 たかさご男女共同参画プラン作業部会設置要綱

(設置)

第1条 たかさご男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るため、たかさご男女共同参画プラン作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プランに関する進捗管理と評価及び必要な事項の調査に関すること。
- (2) プランに関する関係部局の連絡調整に関すること。
- (3) 市職員のプランに関する意識や資質の向上に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、プランの策定及び見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は人権推進課長を、委員は市職員のうちから市長が任命する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員の互選により、その職務の代理をする。

(会議)

第4条 部会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、福祉部人権福祉室人権推進課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

5 関連法令

本プランの関連法令については、それぞれ以下の URL または二次元コードから条例を確認していただけます。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000078>



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/427AC0000000064>



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/413AC0100000031>



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0100000052>



第4次たかさご男女共同参画プラン

2026（令和8）年3月
高砂市 男女共同参画センター
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
TEL 079-443-9133(直通) FAX 079-442-2229 (代表)
E-mail : cocot@city.takasago.lg.jp
